＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

# 楢葉町第５期障がい福祉計画・
# 第１期障がい児福祉計画

（素案）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

平成 30 年 3 月

# 目 次

第１章 計画の策定にあたって ..... 1
１．計画策定の背景 ..... 1
２．計画の位置づけと性格 ..... 2
３．計画期間 ..... 3
４．計画の理念と目指す方向性 ..... 3
５．計画の策定について ..... 4
６．計画の推進について ..... 4
第２章 現状と課題 ..... 5
１．人口及び手帳所持者の推移 ..... 5
（１）人口の推移 ..... 5
（２）手帳所持者の推移 ..... 6
２．復興の状況等について ..... 8
（１）避難指示後の町内の状況 ..... 8
（２）帰町の意向 ..... 8
３．住民アンケート結果 ..... 9
４．第２期障がい者計画の中間評価 ..... 22
（１）安心して住める場所の確保及び推進 ..... 22
（２）就労の場づくり ..... 23
（３）生きがいや余暇活動の充実 ..... 23
（４）日中の預かり・緊急時の体制構築 ..... 24
（５）ボランティア活動の推進 ..... 24
第３章 楢葉町の障がい者施策の体系 ..... 26
第４章 障がい者福祉施策の推進（第５期障がい福祉計画） ..... 27
基本目標１．住み慣れた環境で健やかな暮らしを支えあう ..... 27
（１）身近な相談体制の充実 ..... 27
（２）地域で見守り、支える体制づくり ..... 27

（３）保健・福祉・医療との連携 ..... 27
基本目標２．地域での自立と社会参加を支援する ..... 28
（１）就労の場づくりと開拓 ..... 28
（２）スポーツ・レクリエーション・交流活動の充実 ..... 28
（３）健康づくり・こころの健康の充実 ..... 28
基本目標３．ともに認め合い安心安全なまちをつくる ..... 29
（１）権利擁護と差別解消 ..... 29
（２）地域防災対策の推進 ..... 29
（３）防犯・安全対策の推進 ..... 29
（４）情報保障の推進 ..... 30
基本目標４．サービス体制の構築と推進 ..... 30
（１）高齢・障がい者総合相談窓口の設置 ..... 30
（２）保健・福祉・医療の体制連携 ..... 30
（３）障害福祉サービス等の推進【第５期障がい福祉計画】 ..... 32
１）策定にあたっての留意点 ..... 32
２）障がい福祉サービスの目標値の設置 ..... 33
３）障がい福祉サービス等の一覧 ..... 35
４）障がい福祉サービスの見込み量と確保策 ..... 36
第５章　障がい児福祉施策の推進（第１期障がい児福祉計画） ..... 47
基本目標５．健やかな心身の発達が促されるよう支援する ..... 47
（１）切れ目ない相談体制の構築 ..... 47
（２）保健、医療、福祉、教育との連携体制 ..... 47
（３）障がい児福祉サービスの推進【第１期障がい児福祉計画】 ..... 48
１）多様なニーズに対応するための障がい児福祉サービス ..... 48
２）障がい児福祉計画の目標設定 ..... 48
３）障がい児福祉サービスの一覧 ..... 51
４）障がい児福祉サービスの実績と見込み量 ..... 51

【「障がい」の表記について】
障害の「害」という漢字がマイナスのイメージを受け、好ましくないという意見があるため、本計画では法令用語及び施策名称、固有名詞を除いてひらがな表記にしています。

# 第１章　計画の策定にあたって

## １．計画策定の背景

人口の減少が進む我が国では、超高齢化社会への進行が加速しています。このことは、障がい者の高齢化に加え、高齢になってから障がい者になる人の増加、障がいの重度化、障がい者を支える家族の高齢化等、多くの問題を顕在化させています。その他にも、医療的ケアを必要とする重度障がい者等及び精神障がい者の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援等の、障害者施策に関する課題も大きくクローズアップされています。

国の取り組みでは、平成 25 年４月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。さらに平成 25 年９月に「第３次障害者基本計画（計画期間平成 25～29 年度）」を公表、「障害者の権利に関する条約」は平成 25 年 12 月の締結のための国会承認、平成 26 年１月の条約の公布を経て翌２月より我が国に効力が生じることとなりました。また平成 25 年に成立した障害者雇用促進法と障害者差別解消法については平成 28 年から施行されており、経済的自立の支援に向けた具体的な取り組みが進みつつあるのと同時に、過重な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的な配慮が行わなければならないと定められています。

また、平成 30 年４月から施行される改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとしています。さらに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなりました。

今回、「第４期楢葉町障がい福祉計画」部分の計画期間の終了を受け、上記の障がい者・障がい児を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために、「第５期楢葉町障がい福祉計画・第１期楢葉町障がい児福祉計画」の策定を行います。第２期楢葉町障がい者計画についても、復興の進捗状況の変化や制度の変更にあわせて中間見直しを行い、施策の整理等を行いました。

## ２．計画の位置づけと性格

障がい者計画は、障害者基本法第 11 条に基づく、障害者施策全般の基本的方向性と目標を掲げる中長期の計画です。障がいのある人の暮らしを取り巻く広範囲な施策分野を含む障がい者施策の総合的な計画です。障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく障がい福祉サービス推進等の具体的な目標を掲げたもので、障がい者計画の生活支援部分を具体的に示します。障がい児福祉計画は、改正児童福祉法が平成 30 年度より施行されることに伴い、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく計画で、障がい児のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめます。

本計画は、障がい者施策の部門別計画として、平成 28 年１月に策定した楢葉町復興計画＜第二次＞第二版等との整合を図り策定し、連携しながら推進するものです。本町では、障がい者福祉施策の総合的な推進を図るため、２計画を一体的に策定します。

■計画の位置づけ

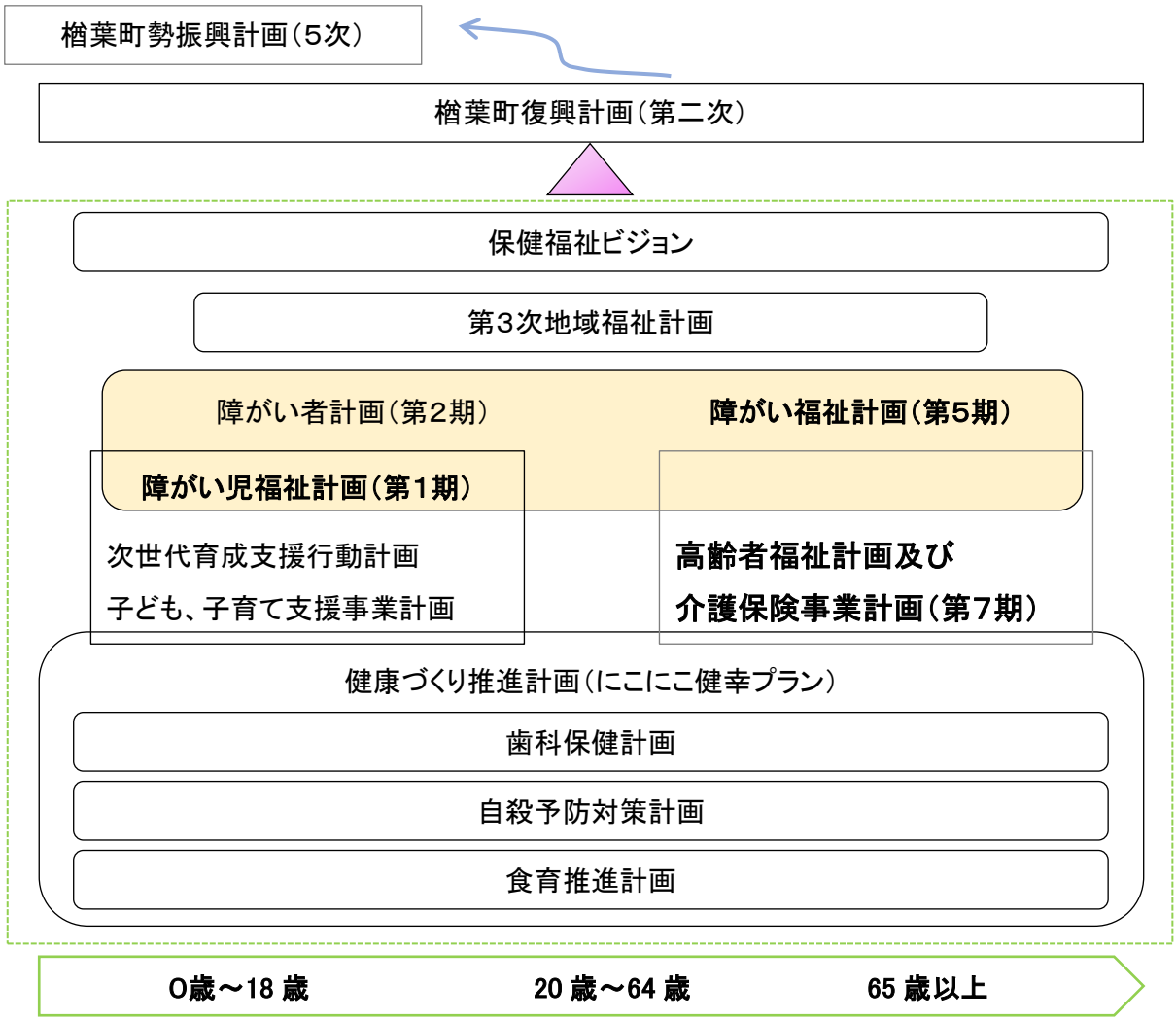

## ３．計画期間

計画期間については、第２期障がい者計画は平成 27 年度から 32 年度の６年間として策定しています。また、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は計画期間が３年間と定められていることから、平成 30 年から 32 年をその期間とします。

| | 平　成<br>27 年度 | 平　成<br>２８年度 | 平　成<br>２９年度 | 平　成<br>３０年度 | 平　成<br>３１年度 | 平　成<br>３２年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第２期<br>障がい者計画 | 第４期計画 | | 中間評価 | | | |
| 第５期<br>障がい福祉計画 | 第４期計画 | | 策　定 | 第５期計画 | | |
| 第１期<br>障がい児福祉計画 | | | 策　定 | 第１期計画 | | |

## ４．計画の理念と目指す方向性

障害のあるなしにかかわらず、住民一人ひとりの人格と個性を尊重し安心して暮らし続けられる「共生社会」の実現に向け、本計画において、以下を理念として定めます。

【楢葉町障がい者施策の理念】

**みんながよろこびやつながりを感じながら、**

**安心して暮らせるまち“ならは”**

## ５．計画の策定について

計画の策定にあたっては、楢葉町住民意識調査の結果を参考にしました。

また、同時期に策定する高齢者計画・第７期介護保険事業計画を策定する高齢者生き生きライフ 21 策定委員会で協議した課題、パブリックコメントを通じて住民の方々から得られた意見等を計画策定検討のための基礎資料としました。また、庁内においては、第２期障がい者計画策定からの３年間の期間中の施策の実施状況や目標達成状況の点検を行いました。

その結果をふまえ、楢葉町障がい者福祉計画策定委員会において協議を重ね、計画を策定しました。

■策定体制

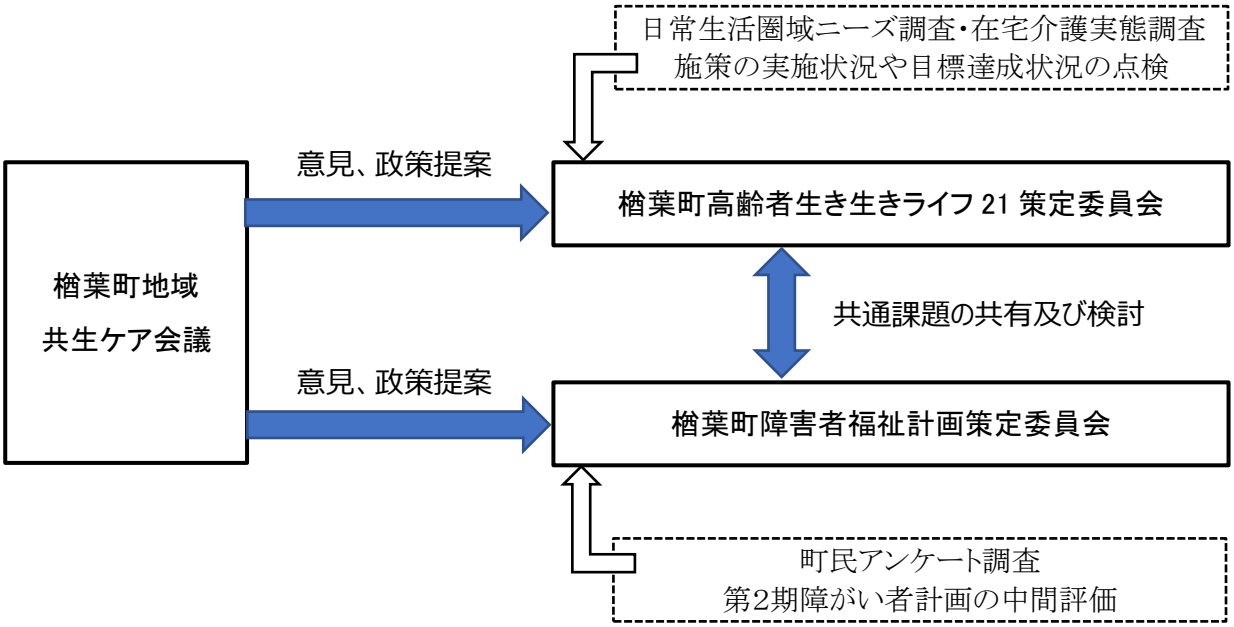


## ６.計画の推進について

ＰＤＣＡサイクルのプロセスを循環させながら点検・評価を行います。

（１）双葉地方地域自立支援協議会

障がい者施策全般及び地域のシステムづくりの協議の場として、双葉郡内の共通課題を提言し、本計画の推進につなげていきます。

（２）地域共生ケア会議

障がい者施策の理念の礎である「共生社会」の実現に向けて、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で自分らしく過ごすことができるよう、地域共生ケア会議において様々な課題の検討や協議をし、本計画の推進につなげていきます。

# 第２章　現状と課題

## １．人口及び手帳所持者の推移

### （１）人口の推移

住民基本台帳による町の人口は平成 29 年 1 月 1 日現在で 7,285 人です。近年は微減傾向が続いています。年少人口および生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は増加傾向です。

■人口の推移

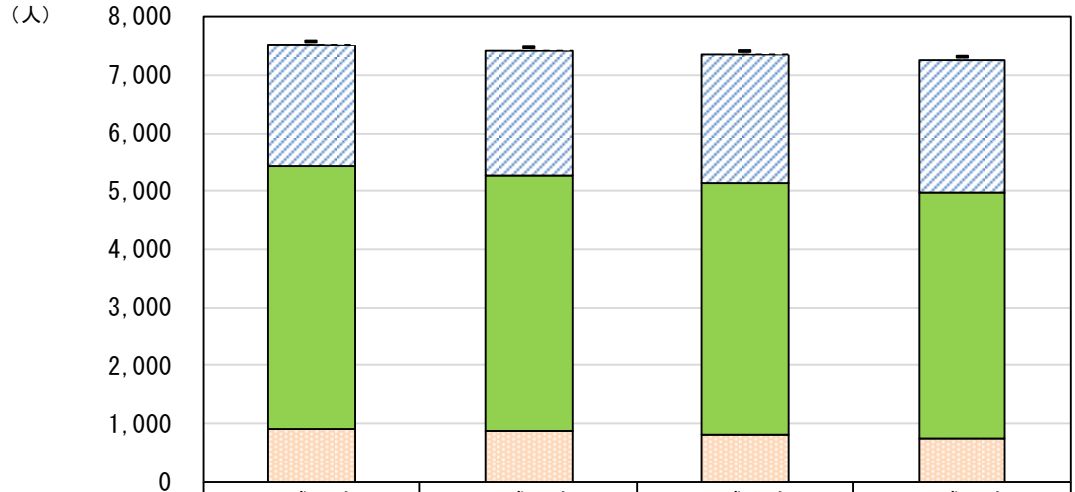


| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---|---|---|---|---|
| 老年人口 | 2,090 | 2,151 | 2,215 | 2,272 |
| 生産年齢人口 | 4,553 | 4,414 | 4,329 | 4,236 |
| 年少人口 | 892 | 857 | 810 | 748 |
| 総人口 | 7,560 | 7,448 | 7,378 | 7,285 |

## （２）手帳所持者の推移

手帳所持者の推移はどの手帳も増加傾向です。そのなかでも特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率が高く、平成 24 年度から 26 年度で約 1.8 倍増加しています。

■手帳所持者数の推移

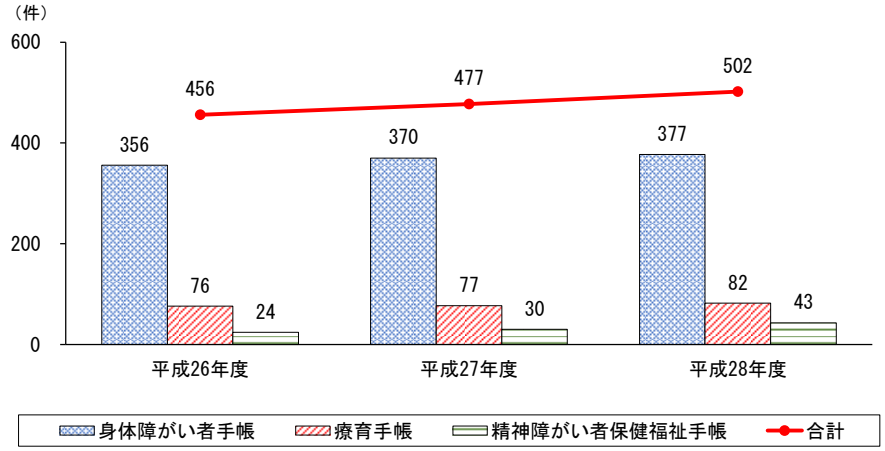


身体障害者手帳の所持者は、町の高齢化に対応する形で特に高齢者の数が増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年代別）

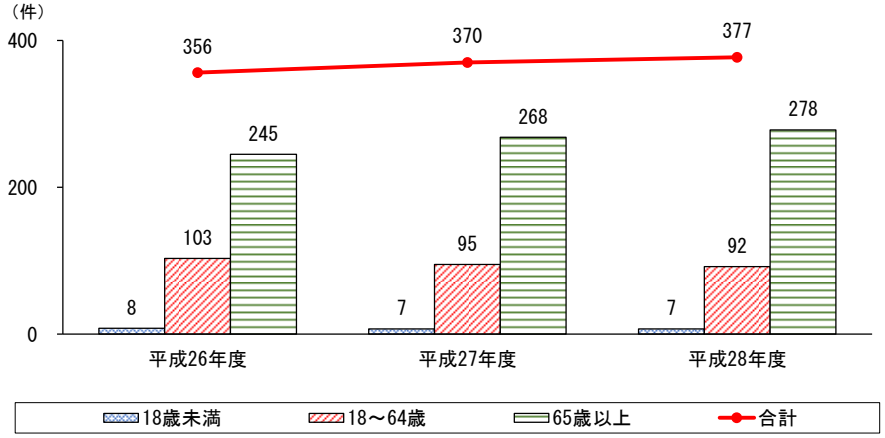


身体障害者手帳の種類別では、肢体不自由の割合が一番高く、数も増加傾向です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）

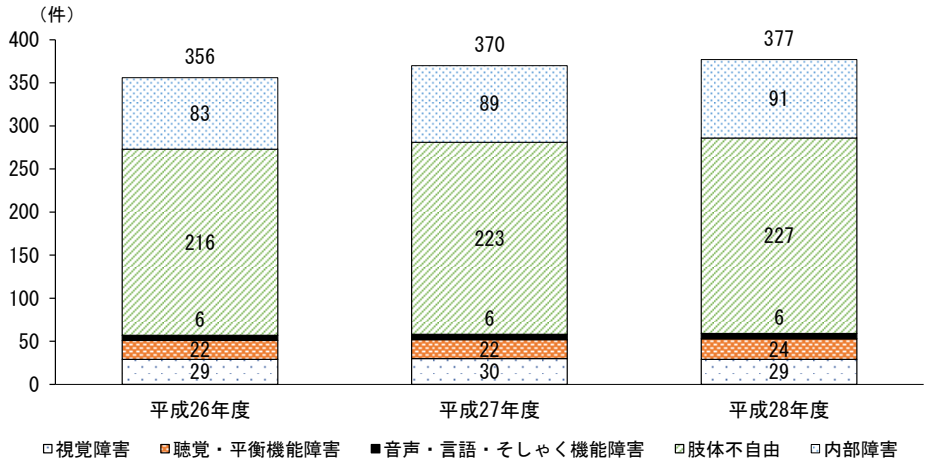

療育手帳の種類別では、A よりＢが多く、数も増加傾向です。

■療育手帳所持者数の推移（種類別）

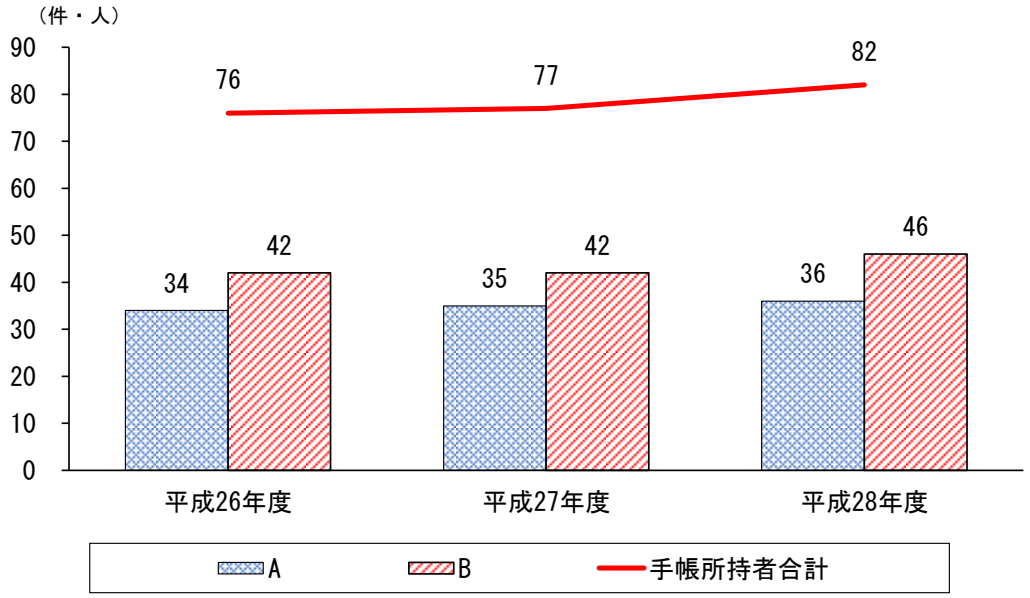


精神障害者保健福祉手帳の種類別では、２級が最も多いですが、３級の増加率が最も高くなっています。

■療育手帳所持者数の推移（種類別）

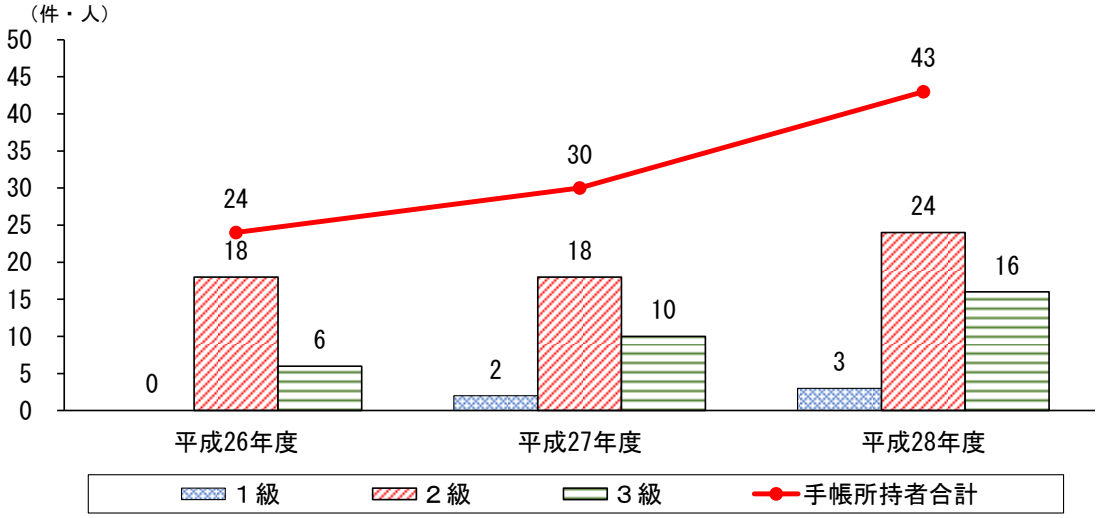

## ２．復興の状況等について

### （１）避難指示後の町内の状況

本町は、平成 27 年 9 月 5 日午前 0 時に避難指示が解除され、本庁舎は町内に戻りました。町内居住者の状況は平成 29 年 12 月 31 日現在で、住民基本台帳人口が 7,141 人、2,926 世帯であるのに対して、町内居住者は 2,203 人、1,173 世帯となっており、町内居住率は人口で 30.85%、世帯で 40.09%となっています。

### （２）帰町の意向

世帯の代表者を対象に平成 29 年 10 月に復興庁・県・町の合同で実施した楢葉町住民意向調査によると、帰還（帰町）の意向について、楢葉町に戻っている人以外の回答者のうち、36.1%に帰町意向があり、特に 70 歳以上では 44.2%に帰町意向があるという結果でした。

■帰町の意向（町外回答者の割合）

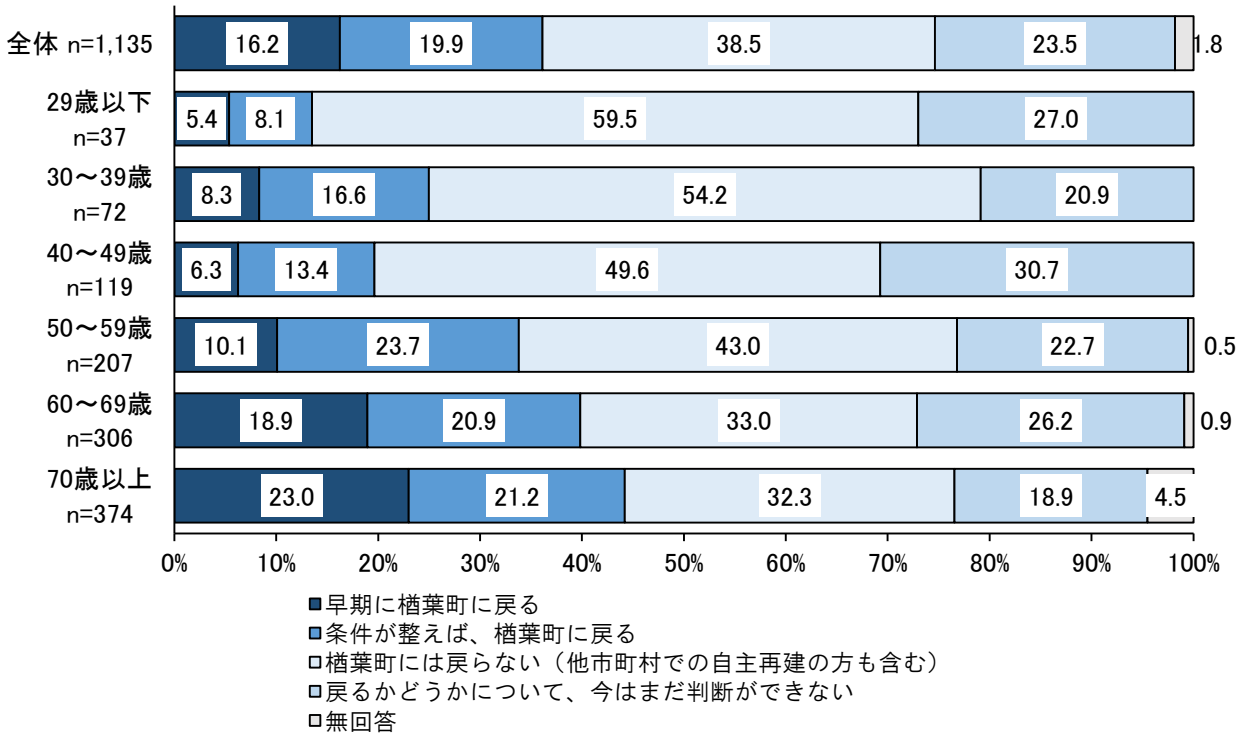


〔出典：平成 29 年楢葉町住民意向調査（楢葉町、福島県及び復興庁）〕

# ３．住民アンケート結果

計画策定にあたって実施した町民アンケート調査の概要については次の通りです。

■調査概要

| | |
|---|---|
| 対象者 | 平成２９年８月１日を基準日にアンケートにより調査を実施<br>身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳所持者（１６３名）<br>手帳を所持していない障がい福祉サービス等利用者（１１名） |
| 配布数 | １７４件 |
| 回収数 | 77 件 |
| 回収率 | 44.2% |

調査結果の概要については次の通りです。

## ①帰町の意向と地域生活のための支援について

帰町については、「今はまだ判断ができない」が 29.9%で最も多くなっています。

地域で生活するための支援策としては、「経済的な負担の軽減」が 55.8%と最も多く、次いで「地域住民等の理解」が 35.1%、「相談対応等の充実」が 32.5%、「必要なサービスが適切に利用できること」が 31.2%と続いています。

**問　将来、楢葉町に帰りたいと思うかどうか（%）**

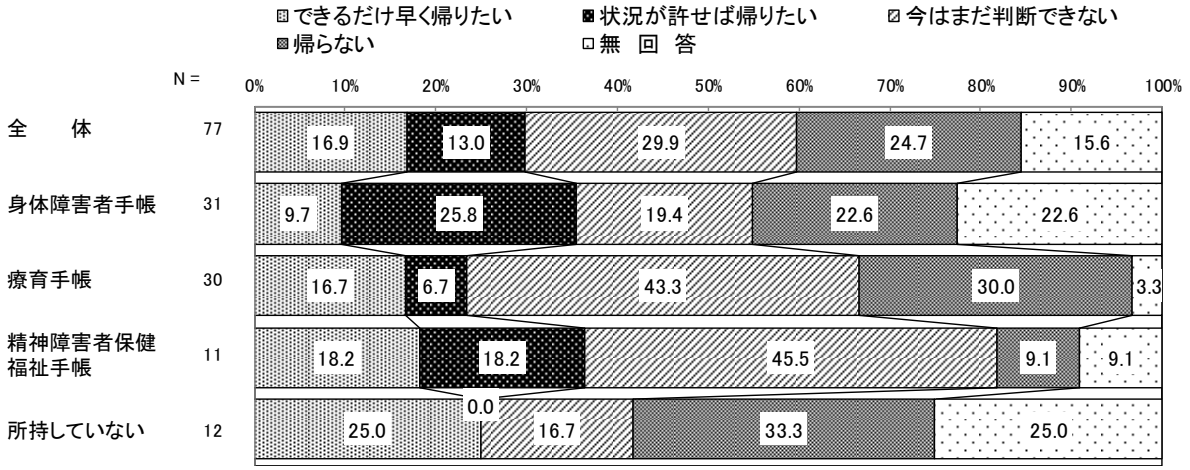

**問　地域で生活するための支援として必要なもの（%・複数回答）**

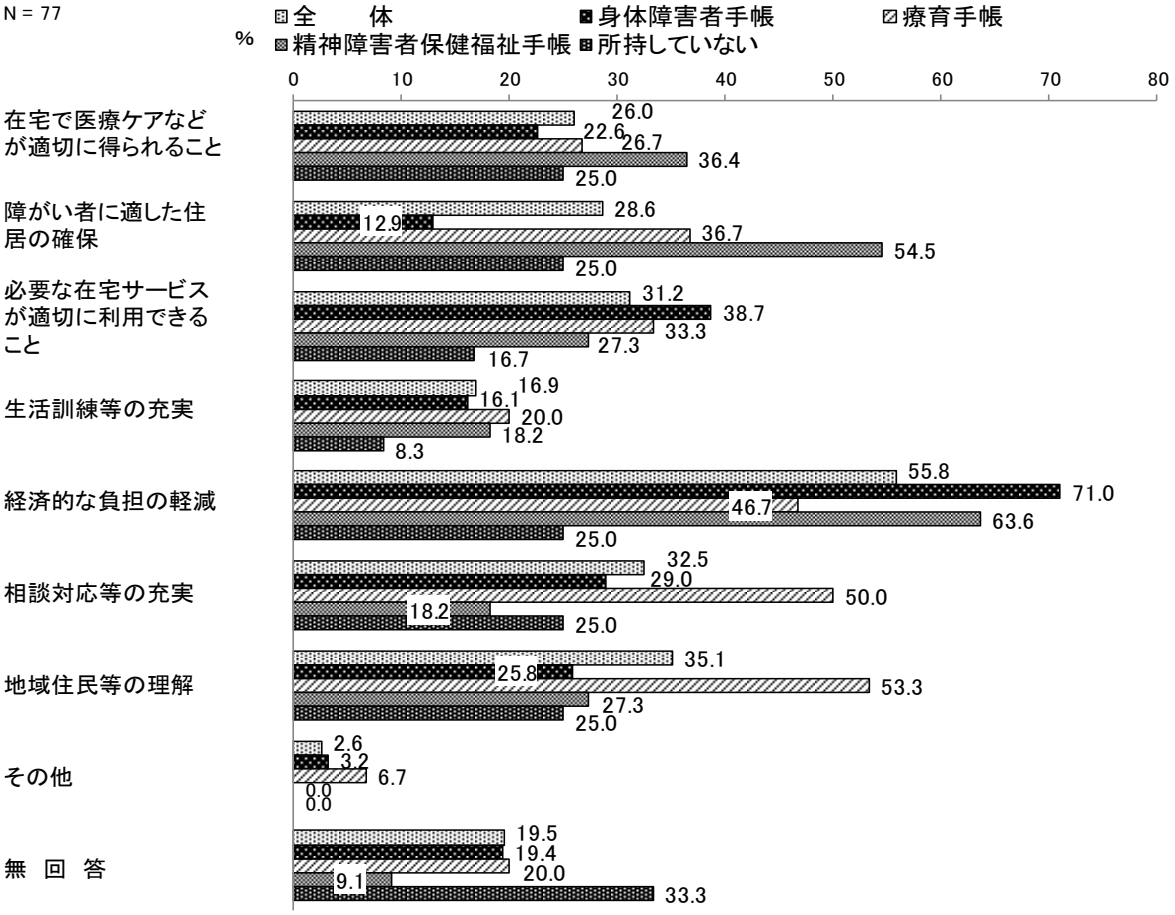


また、障害者支援施策としては、「相談窓口の体制を充実させて手続きなどの簡素化」が51.9%と最も多く、「保健・医療・福祉に関する情報の提供」が 40.3%と上位を占めています。それ以外では、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が 35.1%、「リハビリ・訓練などができる場の提供（デイサービス事業など）」が 32.5%、「障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいの提供」が 31.2%と続いており、課題に抽出した項目との関連がみられます。

## 問　障がい者が暮らしやすいために必要なこと

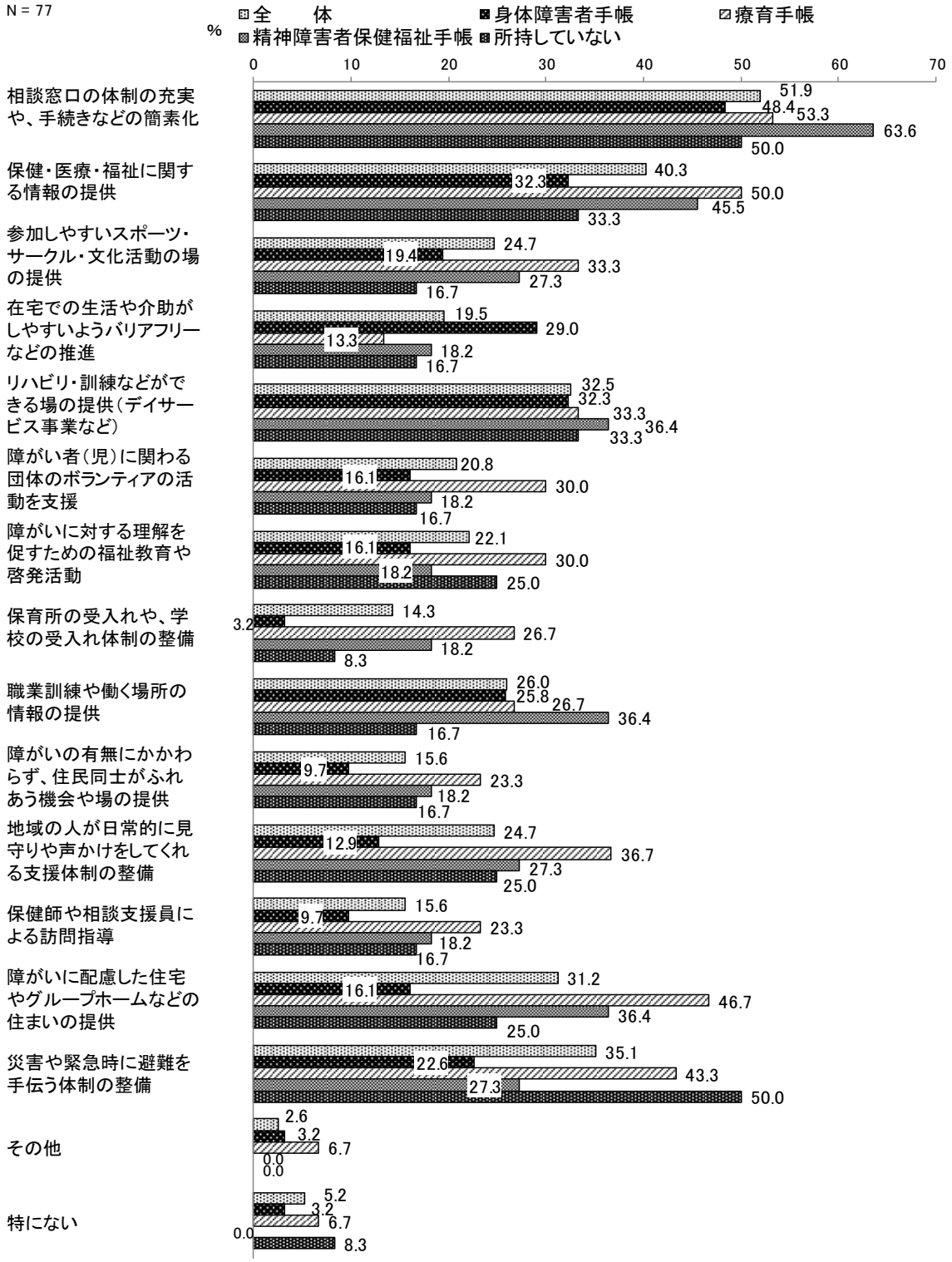

## ②生活上での介助・支援の状況について

全体では、「介助や支援は受けていない」が 41.3%と最も多く、「部分的に介助や支援を受けている」が 34.8%、「全面的に介助や支援を受けている」は 15.2%で、介助や支援が必要な人は 50.0%となっています。現在は家族等が介助・支援できていても、今後の暮らしには不安を抱いていたり、親の高齢化が進み、障がいのある人の世帯が抱える課題は複雑になっています。

毎日の暮らしで介助・支援が必要なことは、「お金の管理」が 73.9%と最も多く、次いで「外出」が 65.2%、「身だしなみ」と「薬の管理」がともに 52.2%、「食事」と「入浴」がともに 47.8%と続いています。

また、外出には「いつも支援が必要」が 39.0%、「いつもひとりで外出している」が 35.1%とつづき、「慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要」が 13.0%、「いつもはひとりで行けるが、調子が悪い場合は支援が必要」が 5.2%となっています。

**問　家族などからの介助や支援の有無（%）**

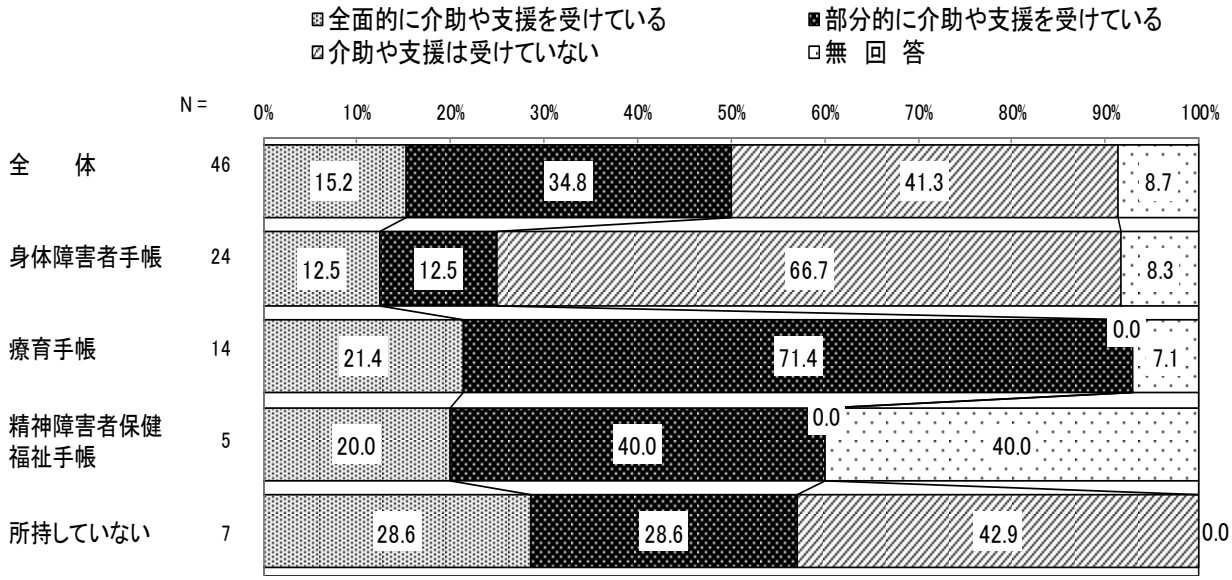

## 問　介助や支援をうける時（%・複数回答）

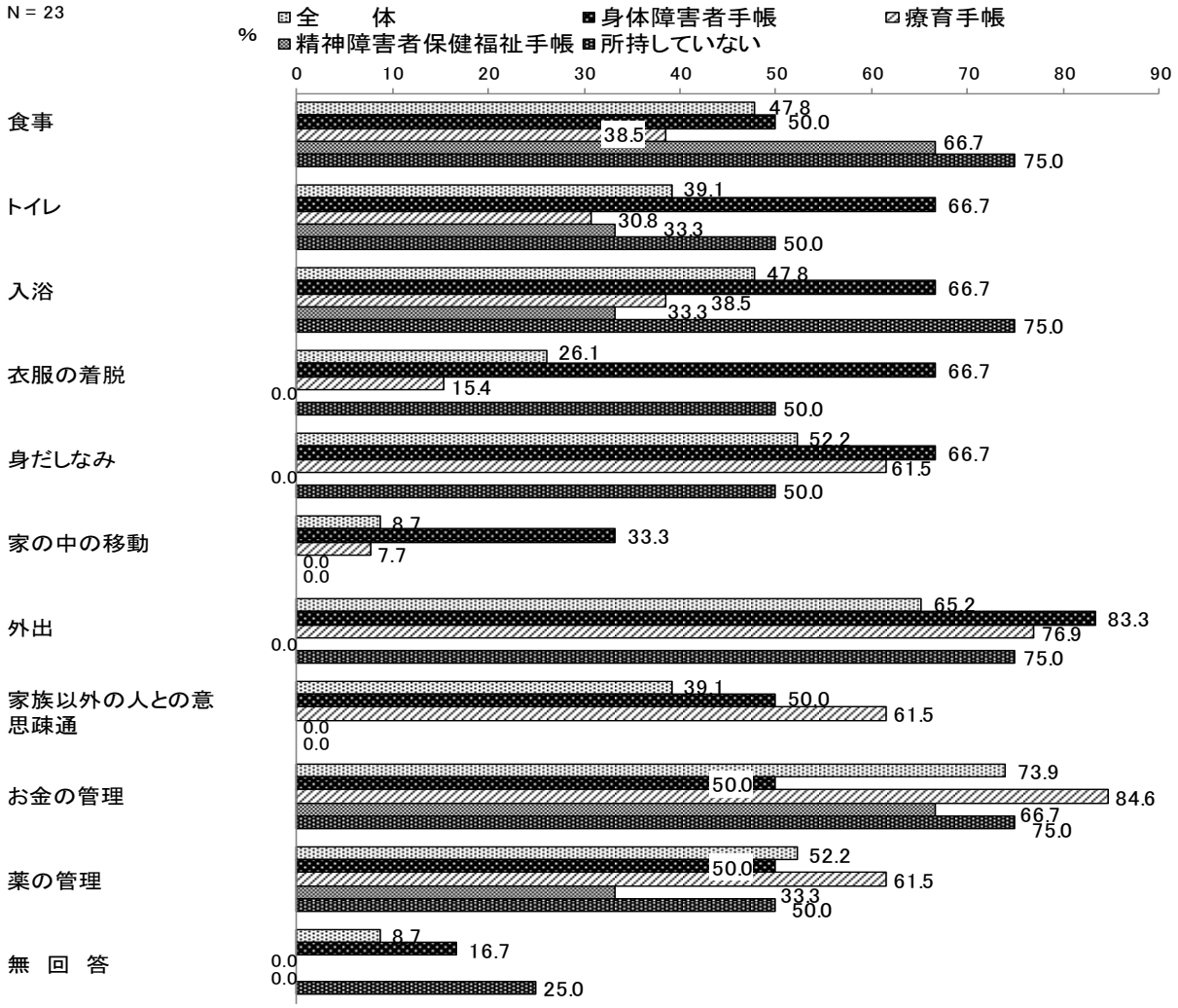


## 問　外出の時に支援が必要かどうか（%）

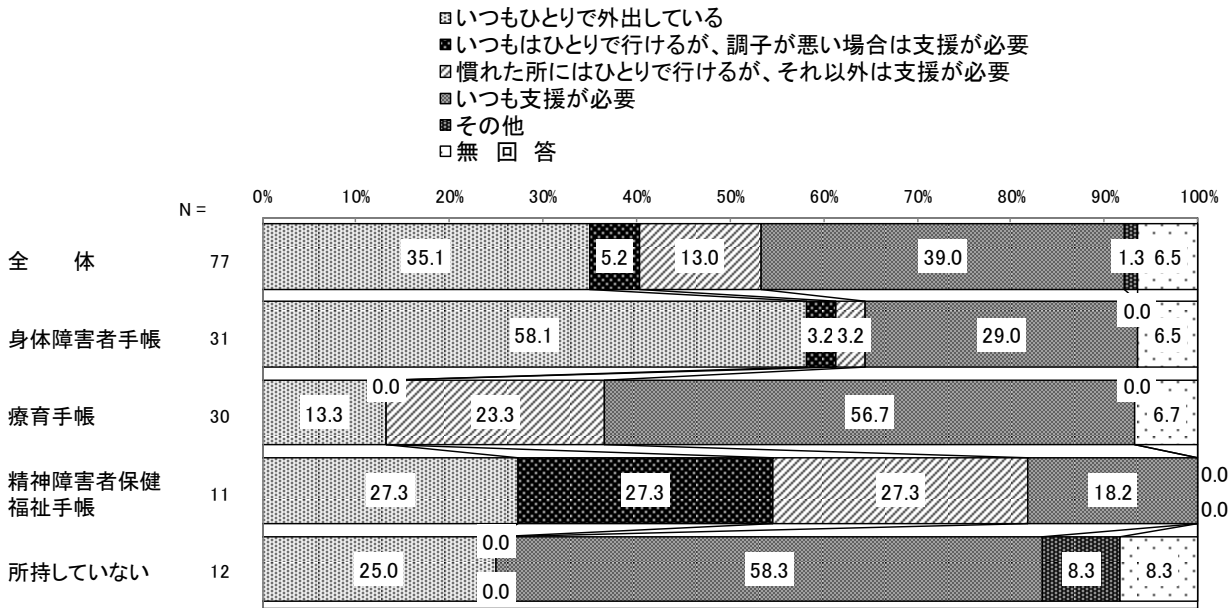

## ③相談支援体制と情報提供について

近年は精神保健福祉や難病に関する相談、発達障害に関する相談が増加しています。また、相談者からの多様かつ複雑なニーズに的確に対応できるよう、相談窓口での適切な対応とともに、相談支援事業所の確保など利用者にわかりやすい相談体制を整備していく必要があります。

相談先としては「役場」が 44.2%と最も多く、「医療機関」と「相談支援事業所」がともに35.1%、「施設・事業所」が 29.9%、「社会福祉協議会」が 14.3%と続いている。療育手帳所持者は「相談支援事業所」（56.7%）、「施設・事業所」（50.0%）が多くみられます。

相談窓口について重要だと思うことでは、「いつでも相談できること」が 53.2%と最も多く、ついで「相談に行きやすい、近くにあること」が 48.1%、「専門的な相談ができること」が 44.2%、「続けて相談できるようにすること」が 41.6%と、それぞれ回答率は高くなっています。

**問　家族の日常生活や福祉サービスの相談機関（%・複数回答）**

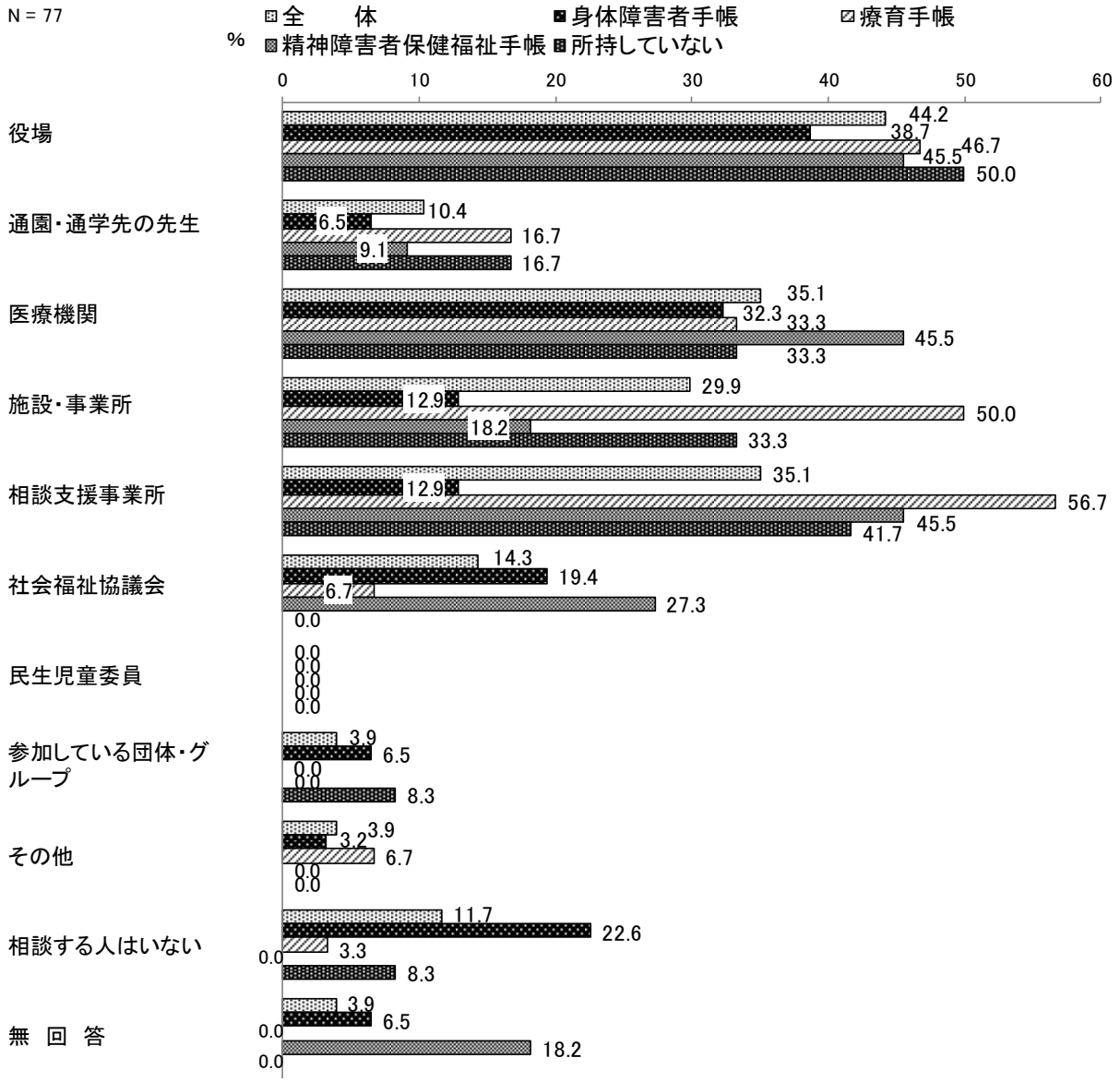

## 問　相談するところで重要だと思うこと（%・複数回答）

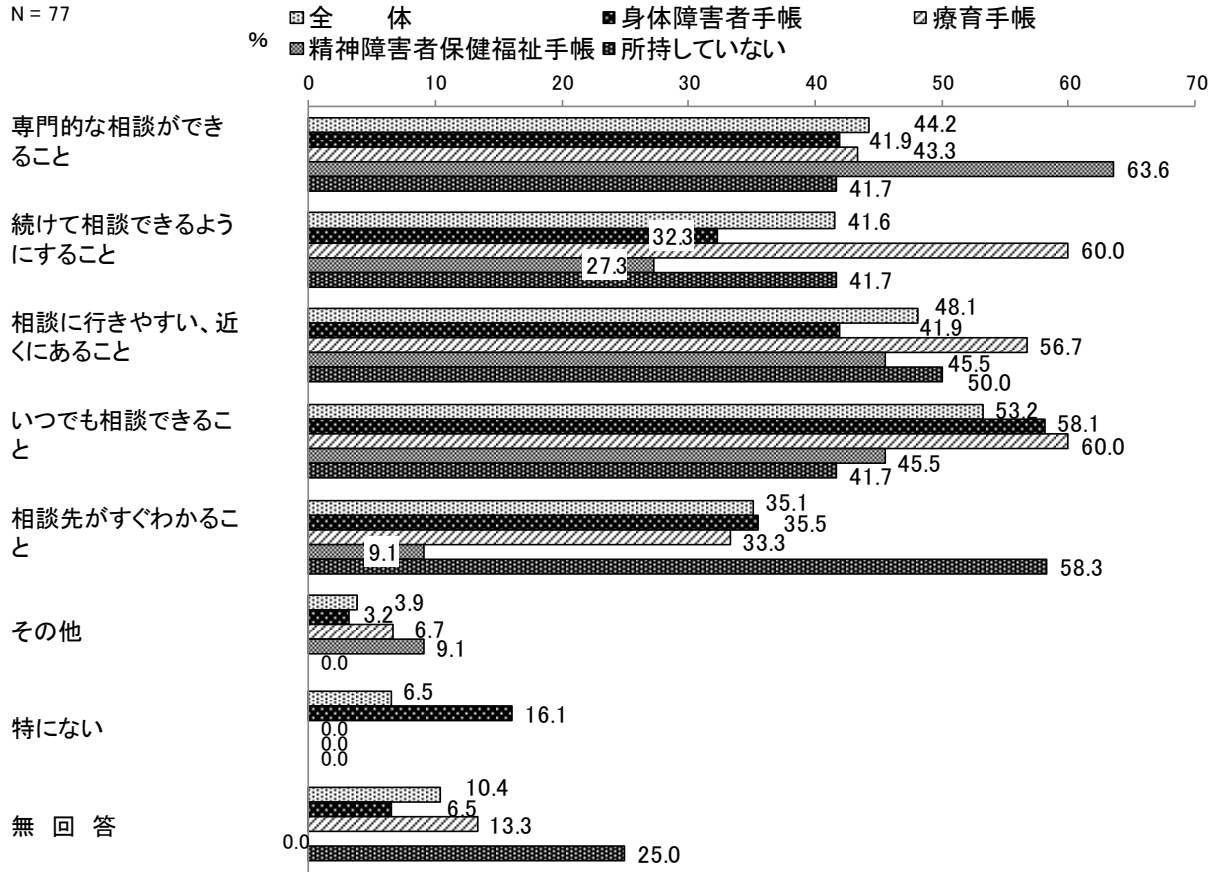


相談とあわせて、福祉に関する情報の提供も重要な課題です。福祉に関する情報が伝わってきている（「伝わってきている」と「ある程度伝わってきている」の計）は 31.2%で、伝わってこない割合が上回っています。必要な情報としては、「各種サービスの情報」が 48.1%と最も多く、「相談できる場所の情報」が 37.7%、「通所や入所に関する福祉施設の情報」が 32.5%「医療に関する情報」と「福祉の法律や制度に関する情報」がともに 31.2%で続いています。このような情報を届けるためには、繰り返し発信するとともに、情報提供手段の拡充等を考えていく必要があります。

## 問　福祉のサービス等に関する情報の伝達（%）

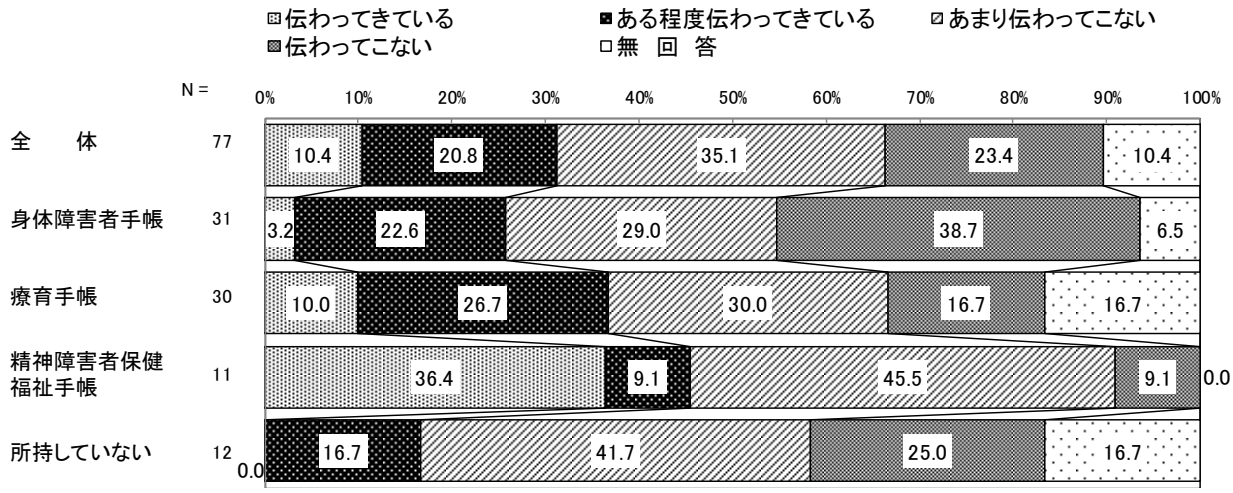

**問　必要な情報について（%・複数回答）**

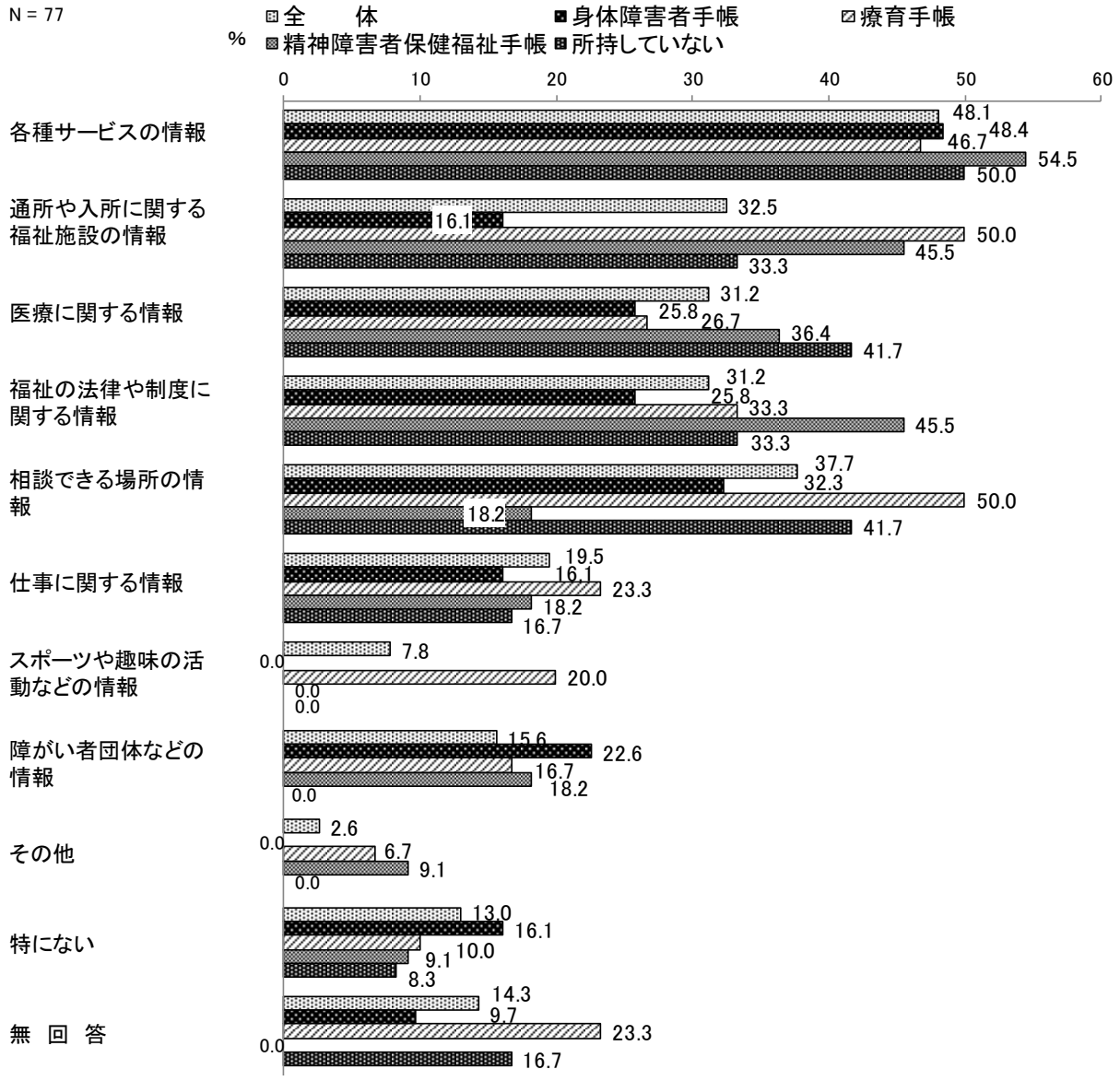


## ④就労支援体制について

就労支援事業は事業者の確保とともに、多くの方に利用されるようになってきましたが、一般就労につながりにくく、特別支援学校等からの継続的な支援や就労しつづけるための支援が求められています。働く意欲のある人に情報が届くように検討する必要があります。

調査では、働くために必要なこととして、「近くに働く場所があること」が 38.6%で最も多く、「障がいのある人たちに適した仕事であること」が 28.1%、「事業主や職場の人たちの理解」が 26.3%、「通勤手段の確保」が 24.6%と続いています。

## 問　働くために必要なことについて（%・複数回答）

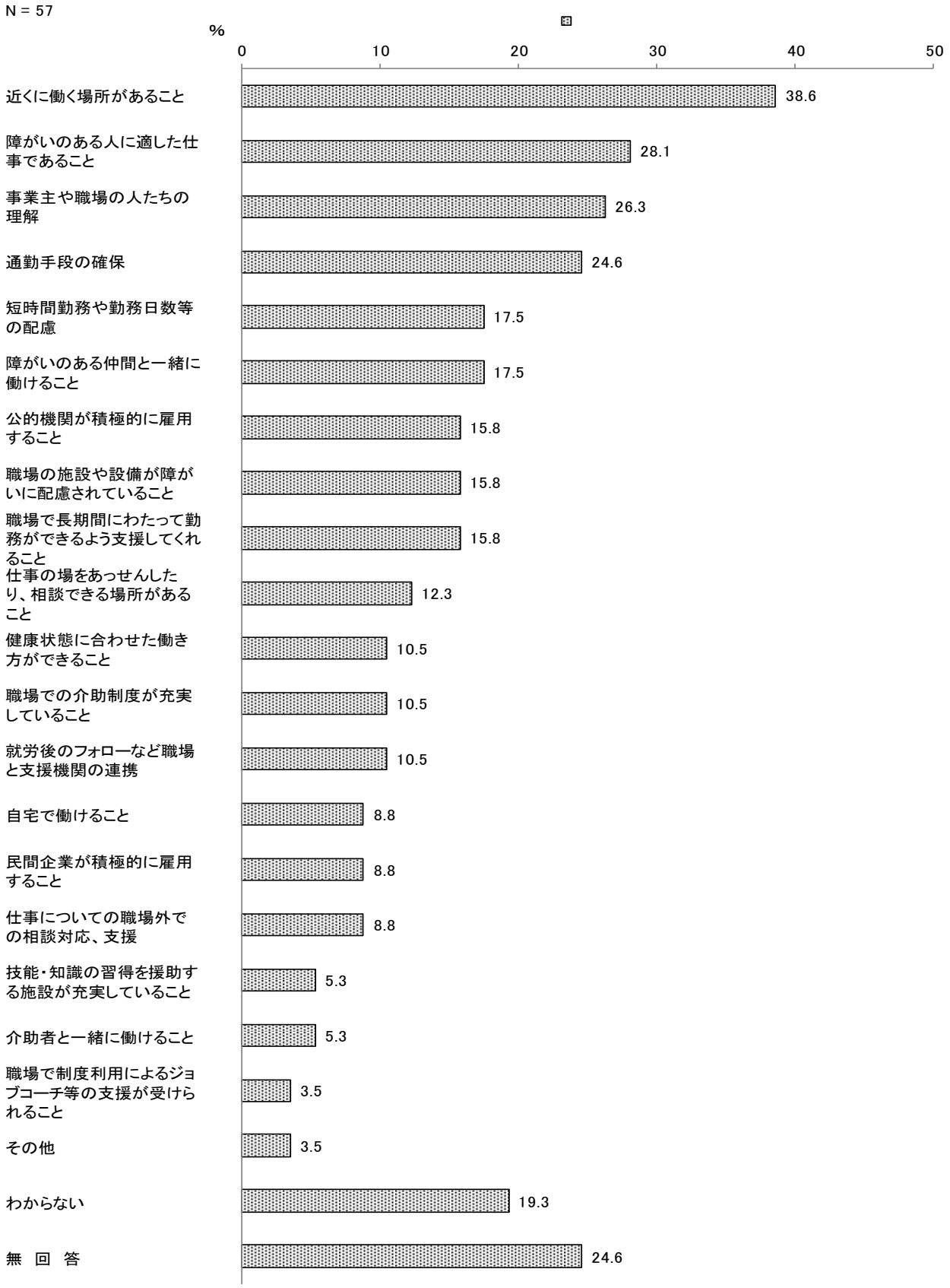

## ⑤差別解消と権利擁護の推進について

平成 28 年４月に「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮が義務化されました。住民や民間事業者、差別解消に関する普及啓発を行う必要があります。

しかしながら、日常生活において、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことは、全体では「ない」が 48.1%、「ある」は 32.5%となっています。差別や嫌な思いをしたことがある人は、「買い物など出かけた外出先」や「学校・職場」などでそのような思いをしたことがあると回答しています。

**問　障がいあることで差別や嫌な思いをすることがあるかどうか（%）**

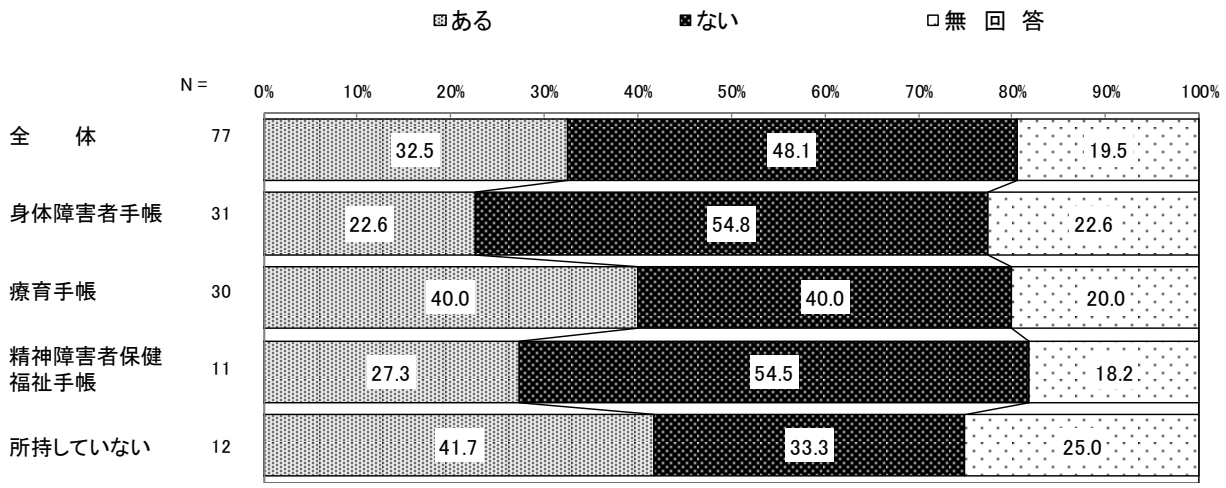


**問　差別や嫌な思いをした場所について（%・複数回答：差別や嫌な思いをしたことがある人）**

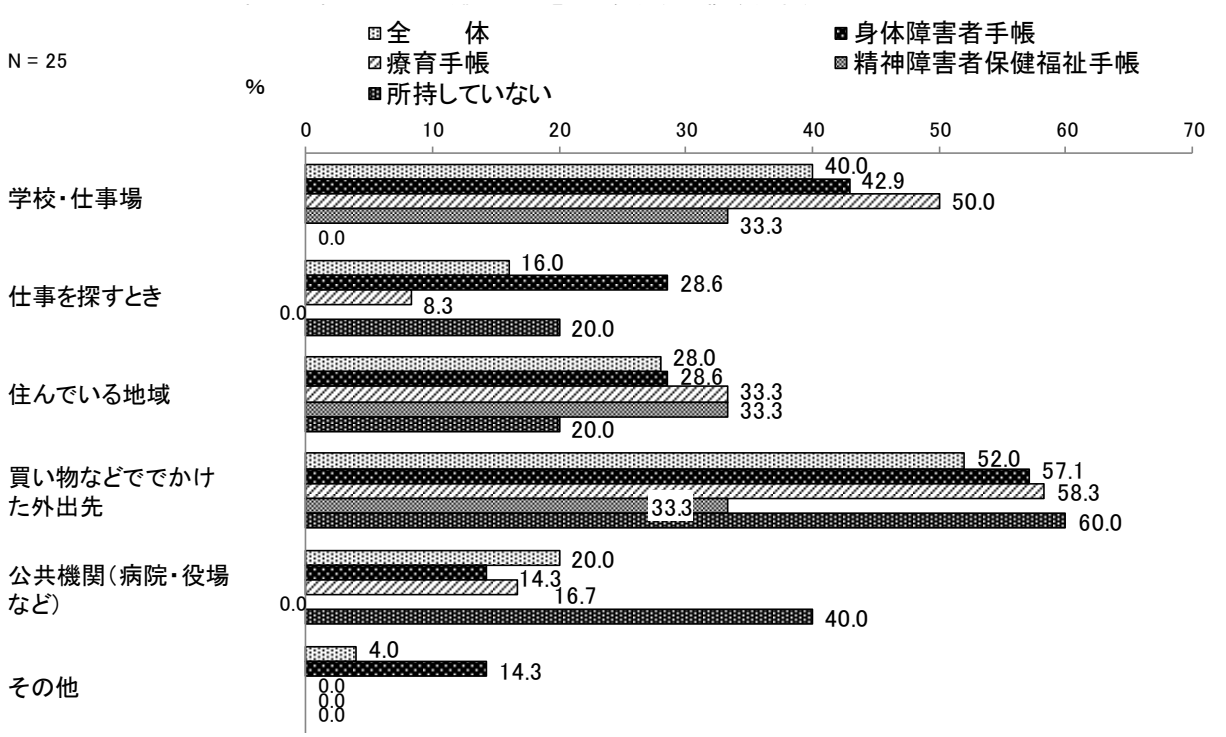

また、障がいのある人の権利を守るための制度である成年後見制度は、全体では「知らない」が50.6%と多く、「知っている」は 32.5%と少なく、今後は親の高齢化に加え、障がいのある人の高齢化が進むことから、制度について周知を図り、障がいのある人の権利が侵害されないように支援していくことが重要です。

**問 成年後見制度の認知（%）**

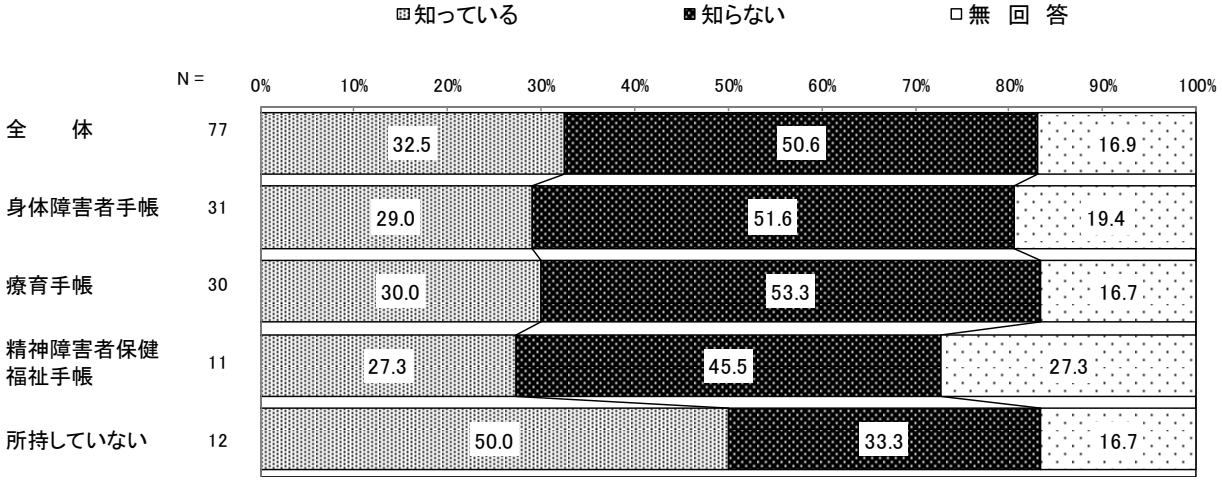


## ⑥災害時の避難等について

避難場所を「知らない」が 62.3%、「知っている」は 20.8%と低調です。また、避難所で困ることでは、「病院での治療が受けられない（投薬や薬の受け取りなど）」が 41.6%と最も多く、「安全なところまで避難することができない」が 35.1%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」28.6%、「避難場所の設備が不安（スロープやトイレなど）」が 26.0%、「救助を求めることができない」が20.8%と続いています。

**問 災害などの時の避難場所を知っているかどうか（%）**

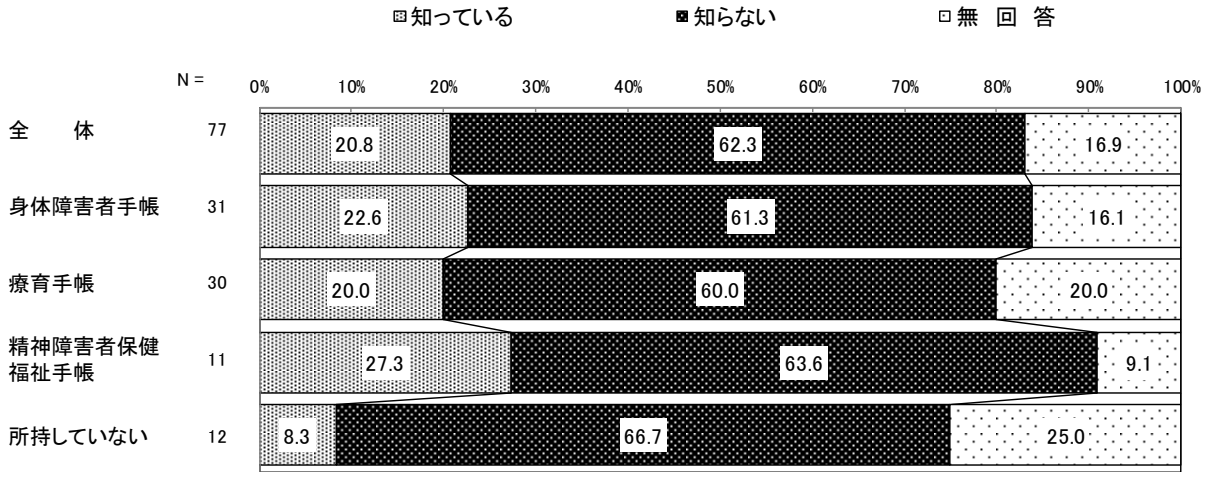

**問　避難所で困ること（%・複数回答）**

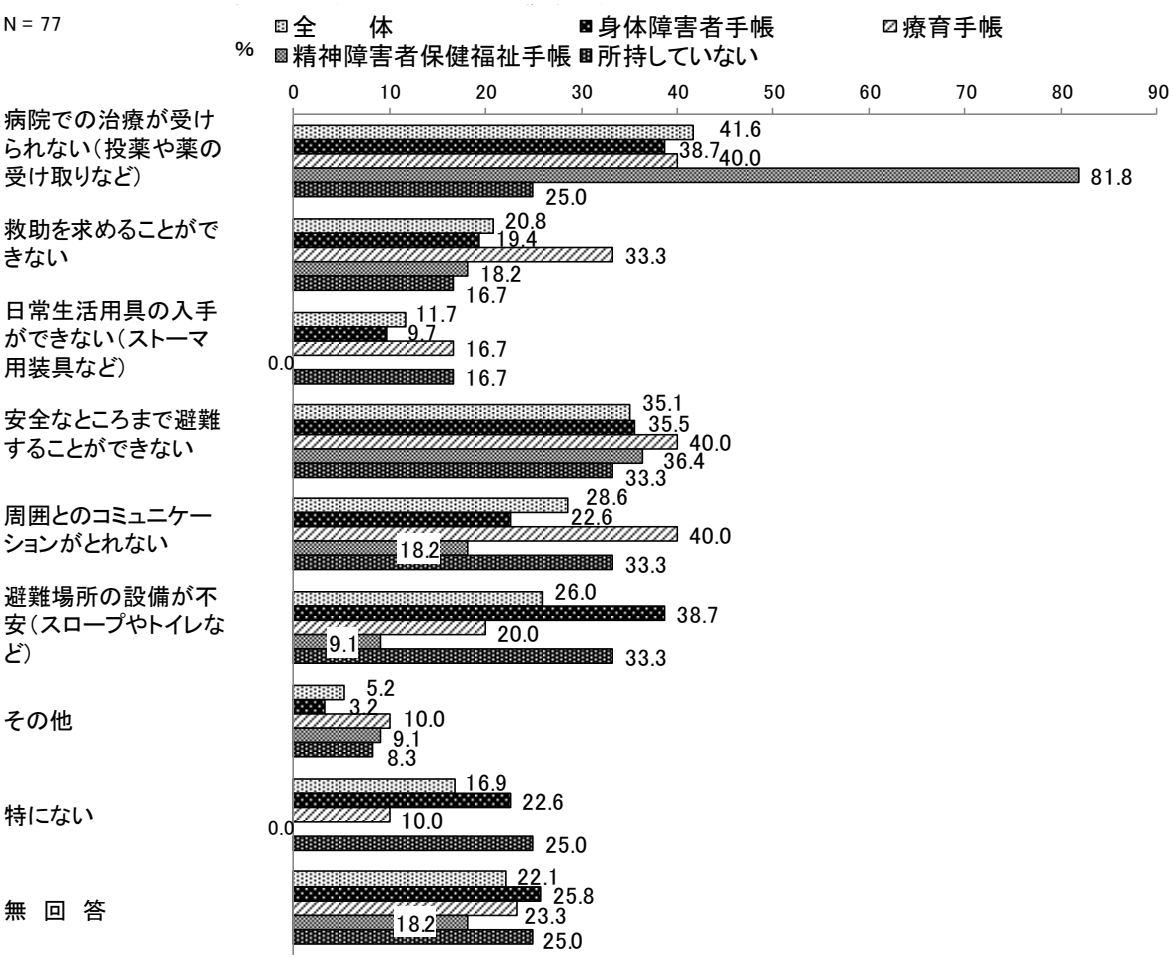


## ⑦障がい児の子育て等について

発達に課題のある子どもとその家庭の多くは、地域で安心した生活を送るうえで、さまざまな不安を抱えていることがアンケート調査でも把握できました。子どもとその家庭に対する一体的で継続的な支援が必要であるとともに、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。放課後等デイサービスの利用者は増加しており、子どもの成長段階にあった途切れない支援が重要となっているとともに、子ども・子育て支援制度との連携も必要です。

国指針では、「児童発達支援センターの専門機能を強化し、地域における中核的な支援施設として位置づける」こと、「全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する」ことを目標に掲げています。

## 問　お子さんの今後について特に不安に思うこと（%・複数回答）

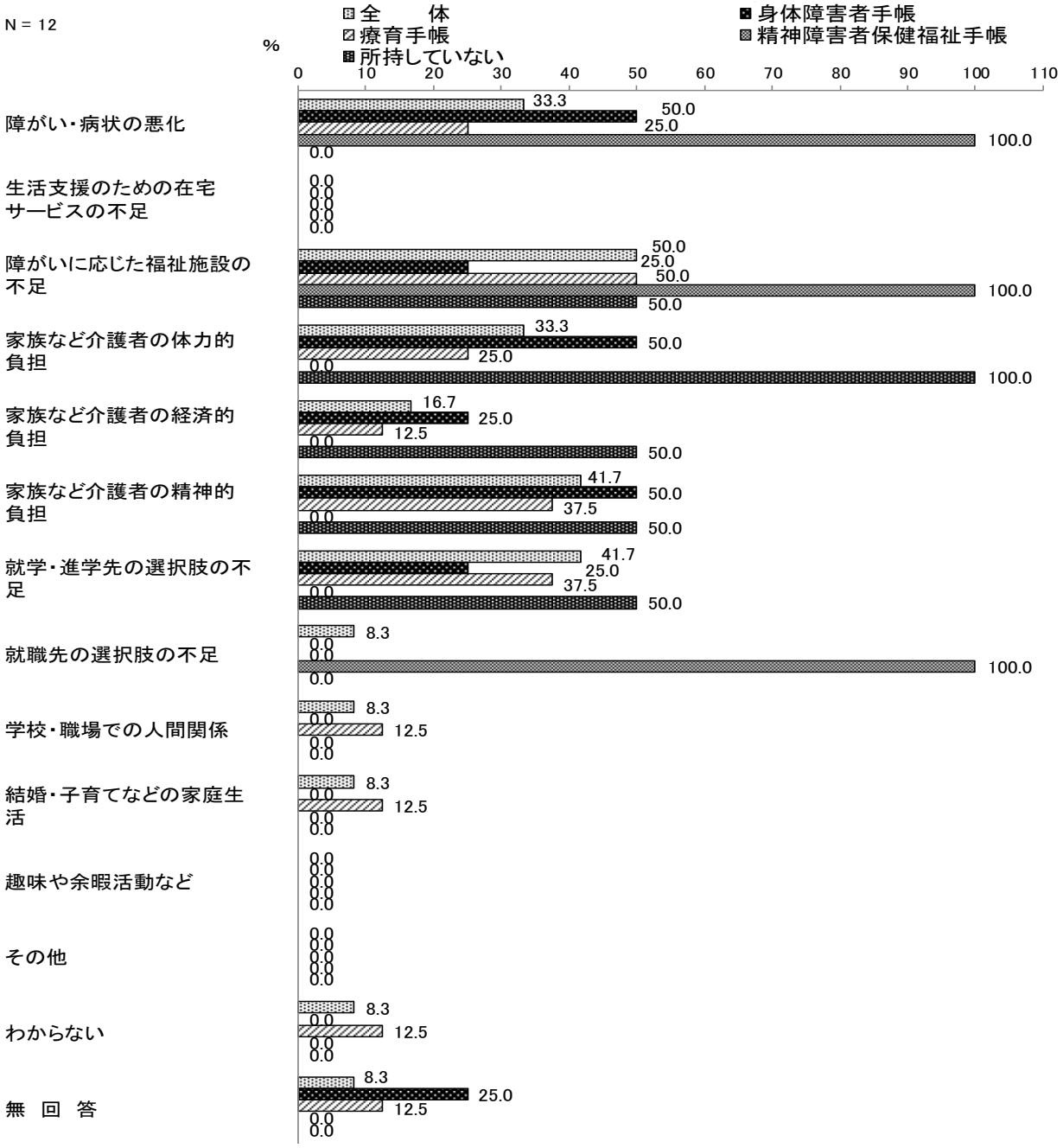

# ４．第２期障がい者計画の中間評価

これまでの実績や検討内容を踏まえ、第２期障がい者計画の中間評価を行いました。

## （１）安心して住める場所の確保及び推進

| 第２期計画 | 現状評価 | 課題の整理 |
|---|---|---|
| ①グループホームの再開 | | |
| 障がいをもつ人が安心して暮らしくていくことのできる場をつくります。震災以前と同様に町内にグループホームを再開させるために各種支援を行います。 | 震災前は、グループホームが町内に２か所ありました。現在は、職員の不足等により休止中です。帰町した方については、近隣のグループホームを利用しています。 | 帰町の意向や状況に合わせた人材の確保による施設の再開に向けた支援の方向性を示すことが課題です。 |
| ②家族と暮らせる住環境への支援 | | |
| 障がい者のいる世帯に対して、住宅に関する整備に対する助成を行います。 | 住宅に関する整備は、日常生活用具給付事業の住宅改修があります。対象者は、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する方であって、障がい等級３級以上の方です。助成の実績としては、平成 26 年度１件、平成 27 年度０件、平成 28 年度１件です。 | 必要に応じた助成給付を行っていますが、日常生活用具給付事業の周知が必要です。また、各関係課及び機関と連携を図り、住宅のバリアフリー化等住環境への支援について検討が必要です。 |
| ③町内住宅における支援 | | |
| 町営住宅において、障がい者が入居し、安心して暮らすことのできるような施設・設備等の整備を行います。 | 平成 29 年度から町営住宅の入居が始まりました。優遇措置として、60 歳以上の高齢の方、障がい者の方は単身での入居が可能です。 | 必要に応じた優遇措置を行っていますが、その周知が課題です。 |

## （２）就労の場づくり

| 第２期計画 | 現状評価 | 課題の整理 |
|---|---|---|
| ①就労継続支援事業所の再開 | | |
| 帰町に際して、地域の特性を活かした事業の実施を関係者間で検討し、震災前と同様に町内に就労継続支援事業所ができるように支援を行います。 | 震災前は、就労継続支援Ｂ型事業所が町内に２か所ありました。そのうち１か所は、生活訓練も兼ねた作業所として運営されていました。町内の作業所は、現在いわき市で運営しており、町内での再開が難しい状況です。しかし、帰町した方については、近隣の就労継続支援Ｂ型事業所を利用しています。また、法人の送迎により、いわき市で運営している作業所への通所が可能です。 | 町内での事業所再開に向けた支援の検討が必要です。 |
| ②一般就労の実現 | | |
| 帰町に際して新たにスタートした町役場をはじめとした公共施設に関する業務について、障がいを持つ人が就労できるような業務を見いだします。また、町内の就労継続支援事業所を利用し、一般就労が実現するよう相談や各種支援等を行います。 | 現在、公共施設での障がい者の採用は１名です。また、震災前は就労継続支援Ｂ型事業所が町内に２か所ありましたが、現在は再開しておりません。 | 法定雇用率が平成30 年度から改正されることもあり、公共施設での採用に向けた条件整備が課題です。 |

## （３）生きがいや余暇活動の充実

| 第２期計画 | 現状評価 | 課題の整理 |
|---|---|---|
| ①地域活動支援センターへの助成 | | |
| 平成16年４月、双葉郡７町村による補助で、地域活動支援センター結いの里が楢葉町に開所しました。震災前、地域活動支援センターに通っていた障がい者が、避難後もやりがいを持って通っている姿があり、その家族等からも再開を要望する声が聞かれました。帰町後、希望の杜福祉会「結いの里」と協議しながら、地域活動支援センターが再開できるよう努めます。 | 現在、障がい者の通いの場として町内にサロンを開所しています。月１回の行事を開催し高齢者の方と共に活動を実施しています。しかし、地域活動支援センターとして運営するには、専門職員等の確保、利用人数等の制約があるため、現在事業としての運営は困難な状況です。 | センターの常時開設運営に向けた人材の確保等が課題ですが、実利用人数を１０名以上確保しなければならないことから、震災以前のように双葉郡内で協議をする必要があります。また、センターに準じた機能を持った事業を運営していく検討が必要です。 |

| ②移動支援事業の利用拡大 | | |
|---|---|---|
| 移動が困難な障がい者等が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行います。 | 現在、いわき市内 7 か所と委託契約を結んでおり、避難先で移動支援事業を利用できるよう実施しています。しかし、余暇活動以外の移動支援については、現在実施していません。 | 障がいのある人に限らず、交通弱者の移動について、移動のニーズを把握し、その適切な運用が課題です。 |

## （４）日中の預かり・緊急時の体制構築

| 第２期計画 | 現状評価 | 課題の整理 |
|---|---|---|
| ①地域活動支援事業 | | |
| 【日中一時支援事業】<br>一時的に見守りの支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族等の一時的な休息を図ります。 | 現在、いわき市内 3 か所、楢葉町内 1 か所、広野町内 1 か所、福島県外 1 か所の事業所と委託契約を結んでいます。障がい者本人の居場所、家族等の休息のため、引き続き事業を実施します。 | 家族の負担感軽減に向けたニーズの把握等が課題です。 |
| ②他事業によるサービスの充実 | | |
| 【レスパイトサービス】<br>介護を要する高齢者や障がい者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスを行います。 | 制度外で利用できるサービスは現在実施していません。 | 同上 |
| 【地域支え合い体制づくり助成事業「のんびりハウス」】<br>いわき市で開所している「のんびりハウス」は、国庫補助金で運営しています。双葉町の障がい児を対象に、週末や長期休業中の日中活動を提供し、障がい児を持つ家庭の子育て支援等を行っています。 | 現在、いわき市内で運営をしています。<br>来年度も引き続き事業を継続できるよう進めています。 | 避難先では、日中の預かりのための施設を利用しづらい状況です。日中の場を確保するため、双葉郡内での検討が必要です。 |
| 【緊急時のサービス「さってばさサービス」】<br>障がい者等を介助する家族等の冠婚葬祭や病気等の時に緊急的に対応できるサービスです。障害者総合支援法でのサービスには、緊急時に対応できる短期入所がありますが、すぐに利用できないのが現状です。子ども子育て支援事業と連携し、緊急時に利用できるようなサービスを検討します。 | 制度外で利用できるサービスは現在実施していませんが、国では、相談支援、緊急時の受け入れ・対応などを行う地域生活支援拠点等の整備を推進し、今期計画の整備目標としても掲げています。さってばさサービスについても、地域生活支援拠点の整備の一環として進められるよう双葉郡内で検討しています。 | 平成３２年度までに整備できるよう双葉郡内で協議をしていく必要があります。その他にも、各関係機関との連携と調整が必要です。 |

## （５）ボランティア活動の推進

| 第２期計画 | 現状評価 | 課題の整理 |
|---|---|---|
| ボランティア活動の推進については、障がい者等の社会参加を促進し、ノーマライゼーションの理念の定着を図るために、町民や町外の住民にボランティア活動への参加を促し、障がい者等とボランティアの相互理解を図るための啓発活動を行います。 | 震災前は、楢葉町ボランティアセンターにて町内外の通院等の運転、配食サービスなどを実施していました。現在もボランティアの募集を行っていますが、人員が集まらず、震災前のような活動は実施できていません。 | ボランティア活動の再開に向けた人材の確保や運営体制を再度検討する必要があります。 |

# 第３章　楢葉町の障がい者施策の体系

【基本理念】

みんながよろこびやつながりを感じながら、
安心して暮らせるまち“ならは”

| 【基本目標】 | 【基本施策】 |
| --- | --- |
| 【基本目標１】<br>住み慣れた環境で<br>健やかな暮らしを支えあう | (1)身近な相談支援体制の充実<br>(2)地域で見守り、支える体制づくり<br>①緊急時に対応できる生活支援拠点の整備<br>②食事の提供や服薬管理ができる場の確保<br>③日中活動の場づくり<br>④地域生活への支援<br>(3)保健・福祉・医療の連携 |
| 【基本目標２】<br>地域での自立と社会参加を支援する | (1)就労の場づくりと開拓<br>①就労定着支援の体制整備<br>②ノーマライゼーションのための<br>ボランティア活動の推進<br>(2)スポーツ・レクリエーション・交流活動の充実<br>(3)健康づくり・心の健康の充実 |
| 【基本目標３】<br>ともに認め合い安心安全なまちをつくる | (1)権利擁護と差別解消<br>①成年後見制度についての窓口の充実と強化<br>②親亡き後の支援体制<br>③障がい者虐待防止の強化<br>④差別解消の強化<br>(2)地域防災対策の推進<br>(3)防犯・安全対策の推進<br>(4)情報保障の推進 |
| 【基本目標４】<br>サービス体制の構築と推進 | (1)高齢・障がい者総合相談窓口の設置<br>(2)保健・福祉・医療の連携<br>①地域における普及啓発活動の実施<br>②地域自立支援協議会の運営<br>(3)障害福祉サービス等の推進<br>【第５期障がい福祉計画】 |
| 【基本目標５】<br>健やかな心身の発達が<br>促されるよう支援する | (1)切れ目ない支援体制の構築<br>①障がい児の発達等における子育て相談<br>②親の会の支援<br>(2)保健・福祉・医療・教育の連携体制<br>①リンクノートの活用<br>②保健、医療、福祉、教育との情報共有と<br>協議の場の設置<br>(3)障がい児福祉サービスの推進<br>【第１期障がい児福祉計画】 |

# 第４章　障がい者福祉施策の推進（第５期障がい福祉計画）

## 基本目標１．住み慣れた環境で健やかな暮らしを支えあう

### （１）身近な相談体制の充実

相談内容や抱えている課題が広範で複雑化する中、地域からの相談へのきめ細やかな対応が求められます。障がいのある人の権利が守られ、地域で必要なサービスを利用して生活するために、相談支援体制の強化に努めます。

### （２）地域で見守り、支える体制づくり

①緊急時に対応できる生活支援拠点の整備

“さってばさサービス“の実現に向けた環境の整備を進めます。

②食事の提供や服薬管理のできる場の確保

身近な場所での食事の提供や適切な服薬管理が受けられる等、安心して暮らすことができる場の確保や支援体制を整備します。

③日常生活の場づくり

グループホームの確保など、日常的に生活できる場を整備します。

④地域生活への支援

在宅で暮らす人たちへの、安心して暮らすことができる場の確保をすすめます。

### （３）保健・福祉・医療との連携

一人ひとりの生活に必要な支援体制を構築し、それぞれが切れ目なく連携できる関係を構築できるよう支援します。

## 基本目標２．地域での自立と社会参加を支援する

### （１）就労の場づくりと開拓

①就労定着支援の体制整備

障がいのある人の社会的・経済的・精神的な自立を促進し、地域での生活が営めるように、地域自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携して就労機会の確保に努めます。

②ノーマライゼーションのためのボランティア活動の推進

障がい者の社会参加を促し、ノーマライゼーションの理念の定着を図るためにボランティア活動への参加を促します。また、ボランティア学習を推進し、担い手の継続定着に向けた取り組みを行います。

### （２）スポーツ・レクリエーション・交流活動の充実

老若男女を問わず、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを親しむことができるように、住民がそれぞれのライフスタイルのなかで、スポーツを楽しみ、継続することができる環境づくりにむけ、体育協会やならはスポーツクラブ等関係機関と連携を強化しながら、普及啓発に努めます。

住民一人ひとりが充実した日々や人生を送るためには、ライフステージやライフサイクルに即した学習ができるように、学習に関する情報や学習機会の提供が求められます。また、住民の自主的な学習活動を支援するため、自己の学習ニーズに合った生涯学習情報がいつでも入手できるように学習情報の提供に努めるとともに、学習成果を地域社会における諸活動の中で積極的に生かせる環境づくりに取り組みます。

### （３）健康づくり・こころの健康の充実

今後も特定健診、各種がん検診の重要性を町民に啓発しながら、受診を促進するとともに、健康増進事業を通じて、生活習慣の改善を図るように取り組みます。

## 基本目標３．ともに認め合い安心安全なまちをつくる

### （１）権利擁護と差別解消

①成年後見制度についての窓口の充実と強化

成年後見制度は、楢葉町社会福祉協議会、地域包括支援センターを中心に充実していきます。

②親亡き後の支援体制

本人並びに親の高齢化に伴う親亡き後の支援について、各種制度を活用しながら検討します。

③障がい者虐待防止の強化

楢葉町では、障がい者虐待対応窓口として、住民福祉課社会福祉係内に「楢葉町障がい者虐待防止センター」を設け、障がい者虐待の防止等を適切に実施できるよう関係機関等と連携を図ります。

④差別解消の強化

差別解消の取り組みの一環として、広報誌等で障がい者の関係者のみでなく住民に障害者差別解消法についての周知を図ります。

### （２）地域防災対策の推進

災害時に支援等が必要となる可能性の高い高齢者や障がいのある人を地域で把握し、要援護者台帳を整備していきます。さらに、障がい者や高齢者等の「災害時避難支援対策マニュアル（個別計画）」を作成して、普及・啓発等に活用して防災活動を行います。災害発生時において、迅速な活動が行えるよう、防災訓練等を実施します。

### （３）防犯・安全対策の推進

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯など、支援体制を必要とする世帯に日常的な見守り活動や緊急時の対応に備えるため緊急通報システムを導入しています。体調等具合が悪い時の通報用に加え、定期的に確認できるような通報システムなどを検討します。

交通事故の防止等の交通安全対策や、防犯や犯罪被害による被害を防ぐために、地域での見守り体制等の取り組みや情報提供に努めます。

また、詐欺、悪徳商法なども含め様々な犯罪による被害を防ぐために、地域での見守り体制等の取り組みを進めるとともに、関係機関との連携のもと、あらゆる広報等の機会を通じ、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供の充実に努めます。

### （４）情報保障の推進

障がいのある人の知る権利を保障し、必要な情報を円滑かつ正確に入手できるように心がけます。また、自分たちの意思を伝えるときの情報のやりとりにあたって、手段や方法などの様々な配慮をおこないます。

楢葉町社会福祉協議会が行っている「はぴねす」の発行、また、町が発行する「広報ならは」、ホームページやタブレットを活用して、福祉に関するお知らせを適宜掲載し、広く住民に周知し活動への理解を図っていきます。

## 基本目標４．サービス体制の構築と推進

### （１）高齢・障がい者総合相談窓口の設置

障がい者の高齢化や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの導入、共生型サービスの創設などにより、障害者・高齢者等がそれぞれに対応するのではなく、相談窓口や体制の一本化を検討します。

### （２）保健・福祉・医療の体制連携

①地域における普及啓発活動の実施

地域における連携体制の構築に向け、町民に対する福祉分野の施策や取組に関する意識啓発を行います。

②地域自立支援協議会の運営

地域のシステムづくりの協議の場として、双葉地方地域自立支援協議会の運営支援に努めます。

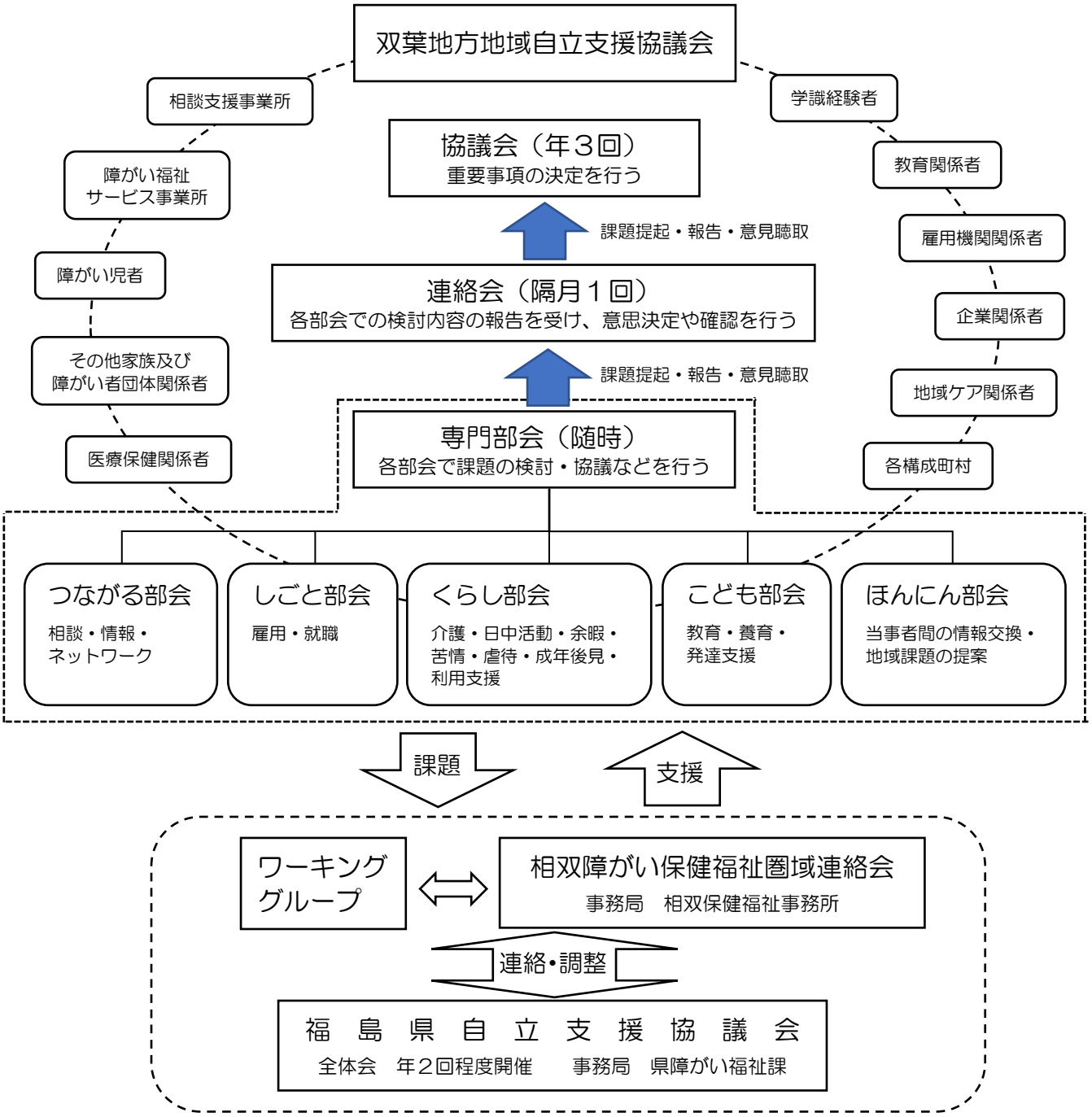

## （３）障害福祉サービス等の推進【第５期障がい福祉計画】

### １）策定にあたっての留意点

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（最終改正平成 29 年厚生労働省告示第百十六号）に基づき、第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画を策定するにあたって、留意すべき点は次の通りです。

| 項目 | 主な内容 |
|---|---|
| ①地域における生活の維持及び継続の推進 | ・地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設され平成 30 年度から開始されることを考慮します。 |
| ②就労定着に向けた支援 | ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設され平成 30 年度から開始されることを考慮します。 |
| ③地域共生社会の実現に向けた取り組み | ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくすることや、地域づくりを地域住民が「我が事」として取り組めるようになる仕組みを検討します。 |
| ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。 |
| ⑤発達障害支援の一層の強化 | ・改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をします。 |
| ⑥障害児サービス提供体制の計画的な構築 | ・障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した体制づくりに努めます。また、居宅訪問型児童発達支援が創設され平成 30 年度から開始されることを考慮します。 |
| ⑦その他の留意点 | ・障害者虐待の防止及び擁護者に対する支援を行います。<br>・難病患者へのサービス等の一層の周知を図ります。<br>・障害を理由とする差別の解消を進めます。<br>・意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方を検討します。 |

## ２）　障害福祉サービスの目標値の設定

国の示す目標設定、それに対する本町の目標設定と考え方は、それぞれ次の通りです。

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の目標設定

○平成 28 年度末時点の施設入所者数の９％以上が平成 32 年度末に地域生活へ移行する。

○平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点から２％以上削減する。

■本町の目標設定と考え方

| 項　目 | 数値 | 数値の説明 |
|---|---|---|
| 平成 29 年３月 31 日時点の施設入所者数 | 10 人 | 平成 28 年度末の全施設入所者 |
| 【目標値】 地域生活移行者数 | ３人<br>30.0% | 施設入所からＧＨ等へ地域移行する者の数 |
| 【目標値】 削減見込 | １人<br>10.0% | 平成 32 年度末段階での削減見込み数 |

福祉施設入所者の地域生活の移行については、国が定める基本指針に基づいて平成 32 年度における数値目標を設定します。双葉郡の現状として在宅に対応できるヘルパー事業所の不足、ＧＨの受け皿等の不足を考慮し、数値目標を設定しました。

### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の目標設定

○「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設定する

■本町の目標設定と考え方

| 項　目 | 数値 | 数値の説明 |
|---|---|---|
| 平成 29 年３月 31 日時点の協議の場の設置数 | １か所 | 平成 28 年度末の設置か所数 |
| 【目標値】 設置数 | ２か所 | 平成 32 年度末までの設置か所数 |

国の基本指針に基づいて保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置をすすめます。現在楢葉町では地域共生ケア会議を楢葉町で月１回、会津美里町で２月に１回行っています。ケア会議の構成員としては、町、相双保健福祉事務所、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護事業所、障害者相談支援事業所、ふくしま心のケアセンター、ふたば救急総合医療センターです。また、自立支援協議会での設置等もふまえ、設置個所数を２か所としました。

③地域生活支援拠点等の整備

■国の目標設定

○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ拠点を整備する。

■本町の目標設定と考え方

| 項　目 | 数値 | 数値の説明 |
|---|---|---|
| 平成 29 年 3 月 31 日時点の整備数 | 0 か所 | 平成 28 年度末の整備か所数 |
| 【目標値】 整備数 | 1 か所 | 平成 32 年度末までの整備か所数 |

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れと対応、専門的な対応、地域の体制づくりを行う地域生活拠点を双葉郡内で協議し、1 か所の設置を目標とします。

④福祉施設から一般就労への移行等

■国の目標設定

○平成 32 年度の一般就労への移行者数を平成 28 年度の 1.5 倍とする

○平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者を平成 28 年度末の利用者の 2 割増とする

○移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする

○就労定着支援 1 年後の就労定着率を 80%以上とする

■本町の目標設定と考え方

| 項　目 | 数値 | 数値の説明 |
|---|---|---|
| 平成 29 年度の年間一般就労移行者数 | 0 人 | 平成 29 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 | 2 人<br>皆増 | 平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |
| 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数 | 3 人 | 平成 29 年度末において、就労移行支援事業を利用した者の数 |
| 【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用者数 | 8 人<br>+100% | 平成 32 年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数 |
| 【目標値】平成 32 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業者数 | 0 か所 | 就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度末の就業移行率が 3 割以上の事業所の数 |
| 【目標値】平成 32 年度末の就労定着支援による定着率 | 80% | 国の目標に準じる |

福祉施設から一般就労への移行を図るという考えに基づき、就労移行の支援が円滑に行われるように、支援の体制を整備し、今後一般就労へスムーズに移行ができるよう努め、現時点では、移行者は 0 名ですが、平成 32 年度までに 2 名とし、また、就労移行支援事業の利用者数を 6 名としました。また、平成３２年度までの就労移行率が３割以上の事業所数を 1 か所としました。就労定着率は国の目標に準じました。

３）障がい福祉サービス等の一覧

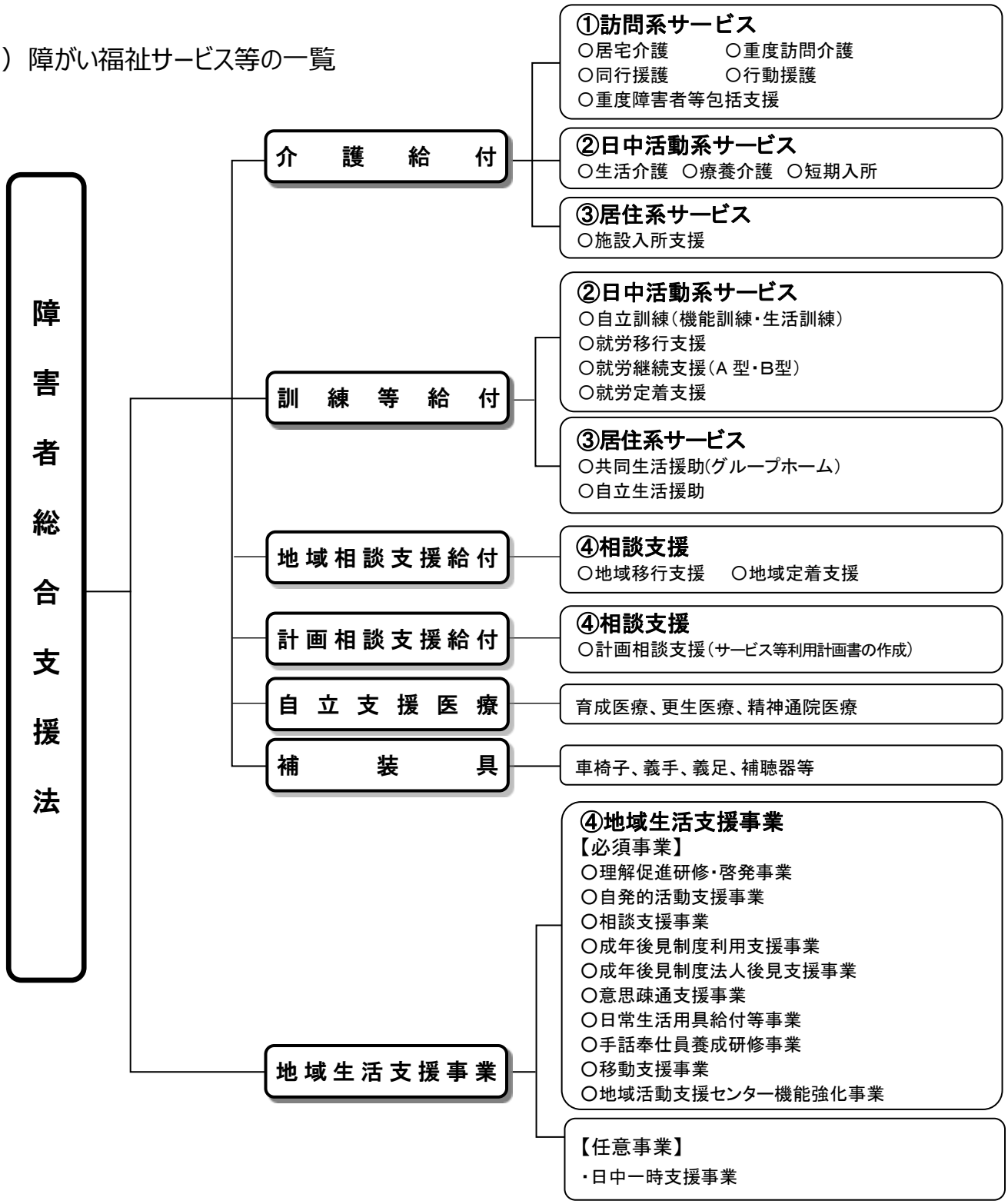

## ４）　障害福祉サービスの見込み量と確保策

### ①訪問系サービス

○居宅介護（重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護を含む。）
それぞれのサービス内容は次の通りです。

| サービス名 | 内容 |
|---|---|
| 居宅介護 | 居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の障がいがあり常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。 |
| 同行援護 | 移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が対象となります。移動時、または、外出先において必要な情報提供や援助を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。 |

現在の訪問系サービスの利用時間数を基にして、サービスの利用の見込み時間数、精神障がい者の地域移行生活への移行に伴う見込時間数、各仮設住宅からの帰還者で障がい福祉サービス利用を希望している方などから、各年度の目標値時間数を見込みました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">第４期計画</th><th colspan="3">第５期計画</th></tr>
<tr><th>平成<br>27 年度</th><th>平成<br>28 年度</th><th>平成<br>29 年度</th><th>平成<br>30 年度</th><th>平成<br>31 年度</th><th>平成<br>32 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護<br>重度障害者包括支援</td><td rowspan="2">時間分</td><td>1,450</td><td>1,560</td><td>1,680</td><td rowspan="2">3,768</td><td rowspan="2">4,560</td><td rowspan="2">4,680</td></tr>
<tr><td>2,281</td><td>2,460</td><td>3,055</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人分</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td rowspan="2">14</td><td rowspan="2">17</td><td rowspan="2">17</td></tr>
<tr><td>13</td><td>11</td><td>14</td></tr>
</table>

【訪問系サービスの確保策】

利用希望者に対してヘルパー事業所の数と人材の不足により、十分なサービス体制が確保できていないことが課題となっていることから、ヘルパー事業所の人材確保、研修等を行い、スムーズな提供が行われるよう努めます。障がいをお持ちの方が、地域で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業者に対し、積極的に各種事業の実施を引き続き働きかけていきます。

②日中活動系サービス

〇生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分３（施設入所支援利用者は４）以上である人、または 50 歳以上で障害支援区分２（施設入所支援利用者は３）以上である人に対して、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

第４期は、利用人数・時間とも平成 29 年度に計画見込みを超える状況です。第５期は、現在の利用者と地域生活への移行者から、見込み量を算出しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 生活介護 | 人日分 | 4,077 | 4,077 | 4,331 | 4,776 | 4,800 | 5,280 |
| | | 4,300 | 3,949 | 4,548 | | | |
| | 人分 | 16 | 16 | 17 | 20 | 20 | 22 |
| | | 16 | 19 | 19 | | | |

〇自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

身体障がい者の施設の利用者数を基礎として算出し、第 4 期は平成 29 年度の利用を見込みましたが、実際の利用は 0 名の見通しです。しかし、現在の施設入所者等を勘案して、第５期では平成 32 年度に利用を見込みます。

生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

新たに利用が見込まれる人数を含めた、地域生活への移行者等を勘案して第 5 期の見込み量を設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日分 | 0 | 0 | 240 | 0 | 0 | 60 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 人分 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日分 | 300 | 320 | 620 | 240 | 240 | 240 |
| | | 367 | 271 | 5 | | | |
| | 人分 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | | 2 | 3 | 1 | | | |

○就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

第４期は、見込みを上回りました。第５期は、現在の利用者と実績を勘案して算出しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 就労移行支援 | 人日分 | 495 | 498 | 745 | 1,392 | 1,392 | 1,632 |
| | | 709 | 701 | 1,390 | | | |
| | 人分 | 2 | 2 | 3 | 6 | 6 | 8 |
| | | 4 | 3 | 6 | | | |

○就労継続支援（Ａ型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人（利用開始時 65 歳未満）に、雇用に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。

平成２９年度時点では利用しておらず０名です。しかし、今後の利用希望者、就労の相談の状況から第５期期間中の利用を見込みました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 人日分 | 276 | 276 | 552 | 180 | 360 | 360 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 人分 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |

○就労継続支援（B型）

一般企業等や就労継続支援Ａ型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している障がいのある人等に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。

第４期は、計画値を下回りました。第５期は、現在のサービス利用者を基本に算出しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 人日分 | 7,806 | 8,202 | 9,080 | 7,896 | 8,124 | 8,364 |
| | | 6,339 | 6,729 | 7,877 | | | |
| | 人分 | 32 | 34 | 37 | 32 | 33 | 34 |
| | | 32 | 33 | 32 | | | |

○就労定着支援（平成30年度から創設）

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

第５期は就労移行支援事業所等からの一般就労者への定着支援を想定して数値を見込みました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 就労定着支援 | 人分 | | | | 1 | 2 | 2 |

【日中活動系サービス（訓練給付）の確保策】

就労に対する相談、今後の生活についての相談、親亡き後の不安感といった相談が、町内でも少しずつ増えていることから、相談支援事業所、サービス提供事業者との連携体制を見直し、サービスを必要としている人が利用できるよう体制を整備します。

○療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要としている人であって、①障害支援区分 6 で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

平成２９年度までの利用者をもとに、第５期期間中の見込みを算出しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 療養介護 | 人分 | 2<br>2 | 2<br>2 | 2<br>2 | 2 | 2 | 2 |

【療養介護の確保策】

相双管内には療養介護を提供できる障がい福祉サービス事業所がありません。そのため、利用者に対しては、医療機関や市外及び県外の障がい福祉サービス事業所と調整して協力体制を図りながら、サービスの提供を支援します。

○短期入所

医療型の短期入所は、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者などの短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。現在までの利用者はいないため、同様で第５期を見込みました。

福祉型の短期入所は、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ食事の介護等を行います。第４期は人数はほぼ一定でした、現在の利用者数を基本として利用者数の伸びや、新たに必要となったことを勘案、また精神障がい者の地域移行等を勘案し、第５期を見込みました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 短期入所（医療型） | 人日分 | 0<br>0 | 0<br>0 | 0<br>0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人分 | 0<br>0 | 0<br>0 | 0<br>0 | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分 | 848<br>365 | 954<br>327 | 1,060<br>473 | 624 | 942 | 1092 |
| | 人分 | 8<br>3 | 9<br>3 | 10<br>3 | 4 | 6 | 7 |

【短期入所サービスの確保策】

医療型については、今後の利用の相談があった場合を想定して、その場合の支援体制を検討します。また、福祉型については、伸びを見込んでいますが、状況によって利用にばらつきが見られる可能性もあることから、利用を想定した支援体制の検討を行ないます。

③居住系サービス

○共同生活援助（グループホーム）

知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において共同生活を営む住居に入居し、自立した日常生活に向けて支援を行うサービスです。

第４期期間中は１名の増加でしたが、見込みには至りませんでした。現在のサービス利用者を基礎として、サービス利用者の伸びや、地域移行を目指す方を勘案して算定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 共同生活援助（GH） | 人分 | 13 | 15 | 16 | 15 | 17 | 18 |
| | | 13 | 13 | 14 | | | |

○施設入所支援

生活介護の対象となっている障害支援区分４（50歳以上は３）以上である人、または自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。現在の施設入所者数を基礎として将来の地域生活への移行に見込まれる利用者等を勘案して算定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 施設入所支援 | 人分 | 8 | 8 | 7 | 8 | 8 | 7 |
| | | 8 | 10 | 8 | | | |

○自立生活援助（平成 30 年度から創設）

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人への理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行うサービスです。第５期では、地域移行の状況を勘案し設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 自立生活援助 | 人分 | | | | 1 | 1 | 2 |

【居住系サービスの確保策】

今後の地域移行を目指し、まずは相談支援体制を整備すること、また、サービス実施事業所によるグループホームの施設整備を促進し、事業者と協力して進めていきます。

④相談支援

○計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後には、指定特定相談事業所が少なくとも年 1 回は継続サービス利用支援を行い、サービスが適当かを検討するため、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

４期期間中は減少傾向でしたが、訪問系及び日中活動系サービスの増加を見込んだため、それに合わせて 5 期期間は増加を見込みました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 計画相談支援 | 人分 | 56 | 62 | 69 | 66 | 73 | 79 |
| | | 56 | 56 | 66 | | | |

○地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等している障がいのある人に対して住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うサービスです。第４期期間中の実績はありませんでしたが、今後、精神科病院からの地域移行及びグループホーム等への入居者等の支援の必要があることから、数値を見込みました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 地域移行支援 | 人分 | 1<br>0 | 1<br>0 | 1<br>0 | 1 | 1 | 2 |

○地域定着支援

障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行し、居宅で生活する障がいのある人が安定的に地域生活を営めるよう、障がい特性に起因して生じる緊急の事態等に、常時相談等対応に必要な支援を受けることのできるサービスです。

障がい福祉サービスの利用が見込まれる者、また地域生活への移行等を勘案して見込量を算出しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 地域定着支援 | 人分 | 0<br>0 | 1<br>0 | 1<br>0 | 1 | 1 | 2 |

【相談支援事業の確保策】

障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスを選択でき、生活の状況も含めて適切にアドバイスが受けられるように相談支援事業所と連携をします。

⑤地域生活支援事業

【必須事業】

○理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で生じる生活のしづらさを除去するため障がい等に関する理解を深めるための研修や啓発を行い、共生社会の実現を図る事業です。

第４期期間中は行っていませんでしたが、必要性等を勘案し、実施を検討します。

○自発的活動支援事業

障がいのある人が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。法定の福祉サービスの利用が困難な人等へ個別のニーズに合うプログラムなどの提供等を行います。

第４期期間中は行っていませんでしたが、必要性等を勘案し、実施を検討します。

○相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業を実施しています。基幹相談支援センター等機能強化事業については、郡内八か町村の負担金により、のＮＰＯ法人シェルパに委託をしています。第５期も、引き続き事業を実施します。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。第５期期間中の利用見込みは次の通りです。

（第５期計画は見込み）

| | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 1 | 1 | 2 |

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

第４期期間中は行っていませんでしたが、必要性等を勘案し、実施を検討します。

○意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。第４期期間中は行っていませんでしたが、必要性等を勘案し、実施を検討します。

○手話奉仕員養成事業

手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。

第４期期間中は行っていませんでしたが、第５期期間中の実施を目指します。

○日常生活用具給付事業

点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して、点字図書を給付する事業や重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。第４期は、合計値で見込みと実績を算出していましたが。第５期は、ぞれぞれの用具ごとに設定します。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| （合計） | 件 | 41<br>119 | 42<br>150 | 44<br>188 | 151 | 152 | 155 |
| ①介護・訓練支援用具 | 件 | -<br>1 | -<br>2 | -<br>0 | 2 | 3 | 3 |
| ②自立生活支援用具 | 件 | -<br>0 | -<br>0 | -<br>0 | 0 | 0 | 1 |
| ③在宅療養等支援用具 | 件 | -<br>1 | -<br>0 | -<br>0 | 0 | 0 | 1 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 件 | -<br>0 | -<br>0 | -<br>2 | 1 | 1 | 1 |
| ⑤排泄管理支援用具 | 件 | -<br>117 | -<br>147 | -<br>144 | 147 | 147 | 147 |
| ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 件 | -<br>0 | -<br>1 | -<br>0 | 1 | 1 | 2 |

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。第４期は、人数のみ設定していましたが。第５期は、利用時間も現状の伸びに合わせて設定します。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 移動支援事業 | 人 | 10 | 12 | 15 | 13 | 15 | 15 |
| | | 8 | 13 | 13 | | | |
| | 時間 | - | - | - | 195 | 230 | 235 |
| | | - | - | - | | | |

○地域活動支援センター等機能強化事業

障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

1 日あたりの利用人員が 10 名以上の地域活動支援センターⅢ型の整備を平成 31 年度目標とし、1 か所整備することを目指します。

【任意事業】

○日中一時支援事業

障がいのある人や発達の支援が必要な児童に対して、日中における活動の場の提供や就労支援、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 日中一時支援事業 | 人 | - | - | - | 17 | 19 | 20 |
| | | 11 | 14 | 15 | | | |
| | 利用回数 | - | - | - | 612 | 684 | 720 |
| | | 328 | 502 | 579 | | | |

【地域生活支援事業の確保策】

関係機関や周辺市町と連携し、事業実施に努めます。また、障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせたサービスの実施及び給付に努めます。

# 第５章　障がい児福祉施策の推進（第１期障がい児福祉計画）

この計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく障がい児を対象とした計画であり、平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正に伴い、平成 30 年度から新たに策定が義務付けられています。町では「子ども、子育て支援計画」の中でも、障がい児の支援に関して触れていることから、「子ども、子育て支援計画」との整合性を持ち、更には、障がい児支援の供給体制の整備については、国が定める基本指針に基づき目標を設定します。

## 基本目標５．健やかな心身の発達が促されるよう支援する

町では、障がいを持つ子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず地域の中で見守られ、心身の健やかな発達が促されるよう、個々のニーズに応じた多様な子育て環境や障がい児の家族を含めた支援体制の整備を図っていきます。

### （１）切れ目ない相談体制の構築

①障がい児の発達等における子育て相談

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、障がいを持つお子さんの心身の発達が促されるよう、子育て相談をはじめ、発達相談や療育相談、就学相談など、その時期に応じて、専門的な相談を受けることができるよう体制整備をしていきます。また、保健、医療、福祉、教育機関が連携して支援していきます。

②親の会の支援

震災前に活動していた親の会の活動が再開できるよう支援していきます。

### （２）保健、医療、福祉、教育との連携体制

①リンクノートの活用

成長過程や特徴、発達障がい等で支援が必要なケースであれば支援者や支援方法など、子どもに関する様々な情報を記入し、関係機関に提示することでスムーズな支援が可能となるツールとして、双葉地方地域自立支援協議会において作成された「リンクノート」の更なる活用を進めます。

②保健、医療、福祉、教育との情報共有と協議の場の設置

個々のケースに対して、保健、医療、福祉（児童、障がい）教育の担当課の情報の共有を図り、適切な支援が行われるよう要保護児童地域対策協議会を活用しながら検討していきます。また、広域的な共通の課題に関しては、双葉地方地域自立支援協議会で検討していきます。

## （３）障がい児福祉サービスの推進【第１期障がい児福祉計画】

### １）多様なニーズに対応するための障がい児福祉サービス

①障がいのあるなしに関わらず、同じ空間で保育や教育を受けることができるよう、必要に応じ加配人員の配置に努め、受け入れ体制の強化を図ります。

②放課後等の居場所づくり

放課後過ごせる場所や余暇、長期休暇に安心できるサポートを行います。障がい児の放課後預かりや長期休業時の預かりを行います。

③移送サービスの充実

福祉サービスを活用するにあたり、児の送迎は、親の大きな負担なっており、ますます需要が高まる傾向にあります。今後、ニーズに応じた移送サービスの在り方について検討していきます。

### ２）障がい児福祉計画の目標設定

国では、第１期障がい児福祉計画を策定するに当たり、成果目標を示しており、それに対する本町の現状や成果目標に対する考え方、目標を示しております。

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設へ援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

| 項　目 | 数値 | 整備時期 |
|---|---|---|
| 平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数 | 0 か所 | 平成 30 年度（2017 年度）（見込） |
| 【目標値】 整備数 | ― | |
| 国の成果目標 | 1 か所 | 平成 32 年度（2020 年度）末まで |

＜本町の考え方＞

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指す必要性は認識していますが、現人口や町の状況等を考えると、町独自で児童発達支援センターを設置することは極めて困難であります。そこで、

双葉地方地域自立支援協議会等を活用しながら、広域的な整備の在り方を模索していきます。また、当面は、現在ある関係施設や社会資源を有効、有機的に結び付けたり、新たな社会資源を開発することにより、支援センター機能に近づけた体制を整備していきます。

② 保育所等訪問支援事業の整備

保育所等訪問支援事業は、障がい児が入所する幼稚園や保育所を訪問し、専門的な立場から療育に関する助言を行う事業です。

| 項 目 | 数値 | 整備時期 |
|---|---|---|
| 平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数 | 0 か所 | 平成 30 年度（2017 年度）末（見込） |
| 【目標値】 整備数 | ― | |
| 国の成果目標 | 1 か所 | 平成 32 年度（2020 年度）末まで |

＜本町の考え方＞

専門職員による幼稚園や保育所等への訪問支援を行う保育所等訪問支援について、郡内でサービスを提供できる事業所がないことから、基幹相談支援センターや障がい児通所支援事業所等と協力体制を図りながらサービス体制の構築にむけて検討します。

③ 重症心身障害児を支援する事業所の整備

重症心身障害児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所と重症心身障害児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所の確保を目標としています。（なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。）

| 項 目 | 数値 | 整備時期 |
|---|---|---|
| 平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数 | 0 か所 | 平成 30 年度（2017 年度）末（見込） |
| 【目標値】 整備数 | ― | |
| 国の成果目標 | 1 か所以上 | 平成 32 年度（2020 年度）末まで |

＜本町の考え方＞

町内及び郡内の復興状況を考慮した場合、新たに事業所を整備することは困難な状態にあると考えられます。今後郡内町村及び相双保健福祉事務所との協議、また双葉地方地域自立支援協議会等内で協議していきます。

④　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標にしています。

| 項　目 | 数値 | 整備時期 |
|---|---|---|
| 平成 30 年 3 月 31 日時点の整備数 | 0 か所 | 平成 30 年度（2017 年度）末（見込） |
| 【目標値】 整備数 | 1 か所 | 平成 31 年度（2018 年度）末 |
| 国の成果目標 | 1 か所 | 平成 30 年度（2018 年度）末まで |

＜本町の考え方＞

町においては、障がい児の個別ケースについてのケア会議については、要保護児童対策地域協議会を活用していきます。また、広域的な共通課題等については、協議の場を設置できるよう努めます。

## ３）障がい児福祉サービスの一覧

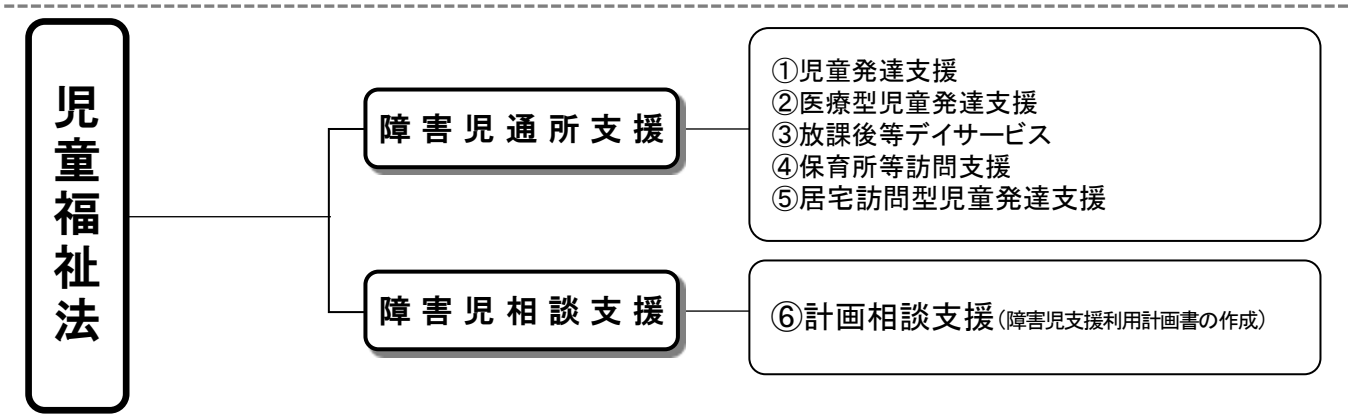

## ４）障がい児福祉サービスの実績と見込み量

### ①児童発達支援

発達の支援が必要な小学生未満の児童に対し、日常生活に必要な基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、専門的な支援を行うサービスです。

就学等の理由により対象者が減少することを検討しましたが、利用についての相談があることを見込んで設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 児童発達支援 | 人日分 | 828 | 1,104 | 1,380 | 432 | 600 | 660 |
| | | 216 | 444 | 336 | | | |
| | 人分 | 3 | 4 | 5 | 9 | 10 | 11 |
| | | 4 | 8 | 9 | | | |

### ②医療型児童発達支援

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。

第４期期間中の利用決定者数はいませんが、今後の利用相談を見込んで設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 医療型児童発達支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 |
| | | - | - | - | | | |
| | 人分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | - | - | - | | | |

### ③放課後等デイサービス

障がいのある就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

高等部卒業となる利用者と現在の実績及び今後の就学状況を踏まえて設定をしました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 放課後デイサービス | 人日分 | 2,208 | 2,484 | 2,760 | 1,080 | 1,296 | 1,368 |
| | | 725 | 709 | 1,106 | | | |
| | 人分 | 8 | 9 | 10 | 15 | 18 | 19 |
| | | 8 | 11 | 15 | | | |

④保育所等訪問支援

療育経験のある専門職員が保育所や小学校等を訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。なお、乳児院や児童養護施設の入所者に占める障がい児の割合が高いことを踏まえ、平成 30 年 4 月から対象範囲が拡大されて、これらの施設に入所している障がい児にも訪問支援が可能となっています。

現在の利用決定者数はいませんが、今後を見込んで設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 保育所等訪問支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 人分 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | |

⑤居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度から創設）

重症心身障害児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。地域における重度の障がい児の動向を勘案し、設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | | | | 0 | 0 | 60 |
| | | | | | | | |
| | 人分 | | | | 0 | 0 | 1 |
| | | | | | | | |

⑥障害児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用増加等の今後を見込んで設定しました。

（第４期計画は上段：計画／下段：実績、第５期計画は見込み）

| | | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 障害児相談支援 | 人分 | 7 | 12 | 15 | 19 | 23 | 27 |
| | | 12 | 14 | 17 | | | |

【障がい児福祉サービスの確保策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用については、４ 期計画の見込み数より実績数がかなり下回っている要因として、サービス事業所不足やマンパワーの不足により、利用が難しいケースも予想されます。今回の計画では、見込量をこれまでの実績を踏まえて算定したところ、見込み量は、増加傾向にありますので、各事業所の状況を把握しながら、一層のサービス提供の整備、充実を図るよう努めます。

保育所等訪問支援事業については、保育所・幼稚園・教育機関・事業所と連携しながら、サービスを利用しやすい体制整備に努めます。

居宅訪問型児童発達支援事業については、サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障害児等の適切な把握に努めます。

楢葉町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期　平成 29 年 10 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 31 日

| 氏名 | 職名 | 所属 |
|---|---|---|
| 寺内　瑞枝 | 相談支援専門員 | 社会福祉法人　希望の杜福祉会　結いの里 |
| 四條　拓哉 | 相談支援専門員 | 社会福祉法人福島県福祉事業協会<br>相談支援双葉事業所 |
| 荒　博史 | 主任 | 相双地域障害者総合支援センター<br>相双障害者就業・生活支援センター |
| 三瓶　容子 | 教諭 | 福島県立富岡支援学校 |
| 大山　浩子 | 委員 | 楢葉町手をつなぐ親の会 |
| 猪狩　あい | 委員 | 楢葉町手をつなぐ親の会 |
| 水野　敬貴 | 精神保健福祉士 | 医療法人社団養高会<br>高野病院 |
| 磐城　美樹 | センター長 | 楢葉町地域包括支援センター |
| 高橋　理恵子 | 主幹 | 楢葉町立あおぞらこども園 |
| 橋本　光子 | 保健師 | 楢葉町住民福祉課　保健衛生係 |

アドバイザー

| 氏名 | 職名 | 所属 |
|---|---|---|
| 吉成　孝志 | 専門社会福祉主事 | 福島県相双保健福祉事務所<br>健康福祉部保健福祉課障がい者支援チーム |
| 古市　貴之 | センター長 | 基幹相談支援センターふたば |

事務局

| 氏名 | 職名 | 所属 |
|---|---|---|
| 松本　智幸 | 住民福祉課長 | 楢葉町　住民福祉課 |
| 野口　恵美 | 主査 | 楢葉町　住民福祉課 |
| 横田　一訓 | 主事 | 楢葉町　住民福祉課 |

# 楢葉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成２６年９月１日施行

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に定める市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、楢葉町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　策定委員会は、次に揚げる事項を所掌する。

（１）計画策定に関すること。

（２）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　策定委員会は、委員１０名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者をもつて構成する。

（１）学識経験者

（２）障害者団体の代表

（３）医療・産業関係機関が推薦する者

（４）障害者支援機関が推薦する者

（５）その他町長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

（庶務）

第６条　策定委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

（謝金）

第７条　委員には、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

（設置期間）

第８条　策定委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定された日までとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。